

の進行、シヤウツ税制の改革等によつて機械工業は益々盛衰に陥つてゐるため他事業と異つて経費が極めて大いから、国際競争事業の発達を図るた

昭和二十五年五月十六日印刷

昭和二十五年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所

(第三部)

第七回 参議院地方行政委員会會議録第四十号

(五六七)

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)午前十時四十分開会

本日の會議に付した事件

○地方財政平衡交付金法案(内閣送付)
○飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡本健祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

今日は地方財政平衡交付金法案の逐條審議を行います。政府委員から説明を求めます。

○政府委員(秋田保君) 平衡交付金法の逐條につきまして御説明申し上げます。重要なものは読み上げて御説明申し上げます。

第一條でございますが、第一條はこの法律の目的を置いております。「この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそなへず、その財源の均衡化を図り、及び地方財政平衡交付金の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するため、地方団体に對し適當な財源を供與し、もつてその自立性を強化することを目的とする。」ここに書いてございまして、地方財政平衡交付金の根本の目的といたしまして、これは、地方自治の本旨を実現するために地方団体の自立性を強化する、自主性を強化するというのが目的でございます。そのため地方団体に對しまして適當な財源を供與するのがこの法の狙いとするところでございます。併しそれを供與いたしますにつきまして、地方団体が自主的に財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する、この権能をそなへることがないように、というのが一つの要件でございます。これは今までございましたような補助金、負担金のように、一定の事務を地方団体に強制することによつてその補助金を出すということと違ふ点であります。それからもう一つ、地方財政平衡交付金の交付の際に基準を作るわけでございます。これは後に申し上げますが、その基準が全国的に均衡のとれたものに相成りますので、この基準によつて財源が一應保障されることに相成ります。従いまして地方財源の均衡化を図ることができまして共に、地方行政をその基準に従つて計画的に運用することが保障されることに相成るのでございます。

○委員長(岡本健祐君) 第一條、御質問ございませんか。

○鈴木直人君 地方財政平衡交付金と、従来ありました地方配付税との違いが、その目的に違はれるところによりて違ふと思ひますが、更に一つどういふ点において違つてゐるか、その性質、目的等について比較した御説明をお願いしたいと思ひます。尚前は税の一つであるというより、向前は配付税という税目にしてありましたが、今度は交付金というものになつてゐるわけですが、その点についての考え方における違い等についても説明

して頂きたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 配付税と違ひます点であります。先ずこの地方財源の均衡化を図るという狙いにおきましては、これは前と、配付税と同様でございます。併しその均衡を図る具體的な配分の仕方におきまして非常に變つて來るのであります。これは後に出て参りますが、簡単に申し上げますれば、配付税におきまして、やはりその団体の税金を取り得る力、課税力と、その団体の財政需要、どれだけの経費を要するか、この二つを基準にして配分しておつたのであります。具體的には課税力に對しましては、反比例的と申します。課税力の高いところには少く、課税力の低いところには多くの配付税が行くようになっておりました。それから財政需要に對しましては、財政需要の深さあるところには多くの配付税が行く、少いところには少い配付税が行く、こういう狙いを以ちまして分けておつたのでございます。

が、その二つは、兩者組合せませうと、それ／＼別々に行なつておつたのであります。大体この配付税の半額を課税力に反比例的に、半額を財政需要に正比例的に分けておつたのであります。この新しい平衡交付金は、やはりそういうふうな財政需要と課税力とを考へて配付するのであります。が、二つを組合せまして、その団体の必要といたしましては、その団体の必要を測定いたしまして、そうしてそれからその団体の取り得る税の額を測定

し、兩者の差額を必ず平衡交付金を以て埋めるという思想に出ております。従いまして狙いは同じでございます。が、そういう意味におきまして財源の調整が一〇〇％で、配付税に比べまして徹底して財源の調整ができるというのが一つの違いでございます。

それから第二に、その財政需要を測定いたしましたのつきまして、従来は極めて大雑把に、主として人口の多少によりまして財源に異同があるという程度のことを考へておつたのであります。が、今回の交付金法におきまして測定いたしました財政需要は、そのよう大雑把な計算ではなくて、行政を各費目に分けて、後に申し上げますが、そうしてそれにつきましてそれぞれ測定基準というものを作ります。それによつて行政の項目別の基準財政需要というものを算出して、そうしてその總額を以ちましてその団体の財政需要にするという点が違つておるわけでございます。

それから第三に、これは御質問の後、この配付税という税として扱つておつたものを交付金にしたというように、この配付税は國税の所得税、法人税の一定割合は、これは頭から地方税にしてしまつて、地方税と觀念してしまつて、それをたゞ一定の標準によつて分けてやる、従つて貰つた金ではあるけれども、必ずから徴収した税と同じように、その使途については何らの制限がなかつたわけでありまして、

が今回の交付金法によりますと、そのように國税の一定割合を以ちまして交付金にするというのではなくして、先程申し上げたように、各団体に對しまして基準財政需要額から基準財政収入額を差引きましたその額は、全部の団体に埋めてやる。従つてその總額を以ちまして毎年度地方に交付いたします交付金の總額、つまり國家予算に計上すべき交付金の總額、こう決めるわけでございます。その点が非常に違つておるのであります。併しながら交付金がやはり單なる補助金と違ひまして、國が自分の好みに應じて毎年度分けてやるというふうなものでなくて、後に申し上げますように、この總額につきましては必ず今申しましたような額だけは必ず計上しなければならぬ義務を負つておるのであります。従いまして性格的にはやはり交付金は地方みずからの財源である。ただ地方団体が個々にその財源を税として徴収するのではございません。一度國庫の予算を通すことになりまして、併しこれは飽くまで國が地方団体に恩惠的に配つてやるものではないやうなものでないのではありません。やはりこれは地方みずからの財源だということを考へておられます。そういう意味におきまして前のような配付税という、税といふ名を付けても付けなくても大体同じやうな考へで全体を立案しておるわけでありまして、大体以上のような点が配付税と比べまして違つておる点であります。

○鈴木重人君 次に、この法律は、自治体の本趣の実現に資する、そうしてどこまでも自主的に自主性と独立性を強化するということにあるわけでありますが、基準財政収入額というのが非常に多いということになれば、従つてこの平衡交付金というものは少なくて落着、こういうことになるわけなんです、これと共に現在提出されております地方税法等によりますという、相当これは多過ぎるというやうなことが世間に言われておる、いわゆる税率が高過ぎるというやうなことが言われておるのであつて、あれより以上の税を與えるということは困難になつて来ると思うのです。従つて現在の情勢としては独立性なり自主性を地方団体に付與すると言ひながらも、この平衡交付金の額の増額を期待する面が非常に多い。いわゆる地方税の税率を少くして、むしろ平衡交付金の額を多くする、こういうやうな要望が多いといふことになつておるわけであります。こういう傾向といふものは必ずしもいいことではないと思うので、地方財政平衡交付金といふものを非常に少くして、これがなくてもやれる、併しながらその府県なり市町村の特異性によつて税源というものが非常に少いといふやうな地方、或いは基準財政需要が特殊な理由から、その市町村においては多過ぎるというやうな場合にのみその平衡を保つために付與されるといふやうなことが本当は正しいと思うのです、恐らくこの地方財政平衡交付金はそういうものでなくて、恐らく全国の府県、市町村に限らず交付されるものであると思うのです。いわゆる特殊の少数の市町村にのみ付與され

るのではなくして、恐らくこれは全国の市町村に対しても或る程度のペーステンジが交付されるようになると思ふ。そうするとやはりどうしても地方財政平衡交付金によらずんば市町村がやつて行けないという実情になつておるわけでありますから、どうしても現在の日本の段階においてはこういうものが無いというと、みずからの財源のみにおいては到底これはやつて行けないという現状にある。そこにこの地方自治法においては権限を地方団体に極端に付與して、そうして自主性、独立性を保ちつつも、この財政という面においてはこの平衡交付金というようなものには頼らなければならないという現状が、第一條の目的はそうなつておりますけれども、併しながらやはりこの平衡交付金に期待するところが多いという現状からして、必ずしもこれは独立性を強化するといふものでないのではないか、恐らくこの法律が通りますというと、全国の県、市町村におきましては基準財政収入額と基準財政需要額とを見比べて、そうして足りないといふことで恐らく中央に対して平衡交付金のいわゆる増額なり、より大きい交付を要請するものが、運動が非常に起るのではないかといふことを考えるのであります。そういう傾向についてはどういふふうに予想されておりますか。いわゆる強いものがあらましたのですが、そういう点についてはこの平衡交付金の内容を私まだ見ておりませんが、本当に正しく基準財政収入額と基準財政需要額といふものを算定して、科学的にこれは交付できるものであるかどうかという点を一

点お聞きしたいのであります。

○政府委員(萩田保寿) 今鈴木さんから御質問のごさいましたことは、我々も実は誠に御尤もだと考えておるのであります。常にその心配をいたしておるのであります。でこのような、これは先程申し上げましたように地方みずからの財源だと観念的には考えておりますけれども、国から交付いたします金が余りに地方財政中に占める割合が大きくなりますことは、何と申しまして地方の国に対する依存性を高めるゆえんでありまして、地方財政の自主性を強化する上から好ましくないのであります。併し一方におきまして、何と申しましてこの地方財源が地方の多くなりまして財政需要に均等に配分されていない現状におきましては、やはり財政調整作用をこういう形において行いますことがどうしても必要なのでございます。従いまして完全に財政調整の作用ができる限度におきまして、なるべく交付金の額は少くするというのが理想でございます。今回の制度で千五十億の平衡交付金と千九百億の財源、合計二千九百五十億、このうち千五十億が交付金になっておりまして約四割の額になっております。この額は必ずしも低くないと我々考えております。将来やはりもう少し地方税を殖やして平衡交付金を減らす、換言すれば国税を平衡交付金という形を通じて地方団体に流さずに、むしろ国税自身を減らしてそれを地方税に委譲するという形で行くべきものだと思います。併しながら現在の情勢ではなか／＼財源の分布が一樣でございせんので、如何なる税を地方に委譲いたしましたら公平に財源の配分ができるかという

ようなことも懸念されるわけでありますが、とにかく将来といたしましては、そのような方向に進むべきだと考えております。それから尙個々の団体に分けます際に、地方から国に対して交付金を余計貰いたいためにいろいろな運動とか或いは作為と言うようなことが行われますことは最も避けなければならぬ点でございます。従いまして成るべく交付金の分け方は、客観的な基準に基きまして、而もその計算の方法はすべて法律或いは法律で規定できないものは少くとも規則に書きまして、單にこれを扱う者は機械的な算盤さえすればよいというような方向に振り向けて行きたいと考えておる次第であります。

○鈴木直人君 次に質問いたしますのは、この建前は、基準財政収入額と基準財政需要額というものを科学的に検討して、そうしてその差額について平衡交付金として地方団体に財源を供與するということになるわけです。従つてその平衡交付金の額というものは、みずから出て来るわけです。而もその収入額なり、需要額が只今の説明によりますというのと、全く科学的であつて、そうしてよくできておるといふことであります。その計算の上において出て来たところの不足額というものは自然出て来るわけです。そうした場合には必ずしもその総額というものは、私は一千五十億ということにはならないと思うのです。或いは或るときには九百億にもなることもあるでありましょうし、或いは二千億になることもあるでしょうし、そのときの科学的な集計によつて当然その結論というものは自立的に、自然的にこれは出て来

るものである。そうして出て来たものは当然この法律によつていわゆる国がそれに相当するところの金額を計上する義務があるのではないかと思うのです。ところがそれにも拘わらず、このやり方というものはそうじやありませんで、主として国の財政需要というものに強い拘束力を持たせて、そうして国の都合からして一千五十億なら一千五十億きり出せないということになりまして、そうしてその範囲内において平衡交付金というものが各府県、市町村に配付される、こういうことになるのであつて、この法律の仕組が只今の説明のような仕組にはなつておりながら、やはりその金という点においては、私は上からの配分というやうなことになるつてしまふ憂いがある。そうしてただその一千五十億というものを配分する場合に、今のやうな計算の方法によつて、そういう割合を以て一千五十億を分けるというやうなことになるつてしまふのであつて、その点が第一條の目的と実際の財政のやり方とが食い違ひを来しておると思うのです。これはなか／＼その通りにはならないと思ひますけれども、今後この法律が通つて、まあこの二十五年は止むを得ないとしても、二十六年のごときは、二十六年におけるところの府県、市町村の財政収入額或いは財政需要額といふものを予め取つて、そうして科学的に計算されたところのその総額をそのまま筆を加えることなくして、そのまま国が財政交付金の総額として計上するということが可能であるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員（萩田保君） 平衡交付金の

かどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(萩田保君) 平衡交付金の

スが決まつておりますから、これに圧縮を加えることもできません。又臨時費の方も国庫補助金等が決まつておりました、事業分量が決まりますので、圧縮を加えることができません。従いましてその二つ以外のもの、つまり經常経費の中給與費以外の分につきまして節約を強いるという恰好になります。従いましてその額が普通程度に事業をやつて行く以上の圧迫が加わつた。今回これを通常程度のものに引き

直す。それには大体五百億四くらの金が要ると考えております。そのようにいたしました四千百億の歳出の枠、これに對しまして國庫支出金の額、地方債の発行予定額、使用料とか手数料等の徴收見込額、それを先ず見まして、それから地方税の増税關係を四百億と見込んで千九百億、そうして最後の差額千五十億を平衡交付金に持つて行つたわけでありませう。

○岩本哲夫君　國の予算は非常な緊縮をしておるのに對して、地方の財政予算を通常の状態に戻すという單なる理由で、八百億に余る予算増大ということとは、中央地方の財政なり經濟なり、諸般の操作をして行く上におきまして、政府の政策は一貫しておらないのであります。地方公共費が三百億増えるということでもあります。國の予算において公共費は御承知の通り九百億でありますか、増加いたしておる状態であります。その上に、地方の公共費の負担を三百億査定するについては、適切かどうかはこれはよく調査をせねばならんことだと思ふのであります。が、一般經費があと五百億増加したということは、今の漠然たる意見だけでは、訳が分らないのであります。御説

のようないくつに給與ベースも改訂されず、人員も増加しておられないのであります。又地方自治体におきまざる物件費におきましても、価格は低落によつて安くなつておる筈であります。すべてこのういふ状態に對し、殊に教育費におきましても、六三制費も国の予算として相当増額されておる。いろいろこうしたういふ状態に拘わらず、五百億増加したといふ金がどこへ行つておるのかといふことを、二十五年当初予算の各府県ごとの政府提出の表を見ますと、四十五府県であります。増額した、例へば人件費が含まれると思ふような各件費が殖えておる府県もあれば減つておる府県もある。それも著しく減つておると、著しく増大しておるとあるといふような場合で、全く極端の所のないような地方予算であります。地方自治体が要望されたところした予算を、政府は轉吞みにされてやつておるのか、どういふわけにかような八百億の増大をするような結果を招来したかにつきましては、内容、細目についての査定といふものが極めて薄弱であります。こうした点はどういふようにお考えでありますか。

○政府委員(秋田保君) お配りいたしました道府県別の実績の予算額は、これはその県がそれ、本年度組みました予算の額であります。それには非常にいろいろの組み方をしておるのであります。例へば大きな点から申しします、税法等が決まりませんので、いわゆる骨格予算といふような程度に止めておるところもございます。それから又それを予想いたしましたして、一応完

全な予算を組んでおるようなところもございまして、それから費目等におきましても、必ずしも同種類の経費が同じ費目に計上されるという場合もないのであります。そういうことで、個々の府県の行います予算につきましては、まち／＼になると思ひます。併し先程申し上げましたような計数は、そのような現実の予算の組み方といふようなことには根拠を置いておらんであります。客観的に見まして地方でどれだけの金が必要かといふことを、費目別にこちらで推算いたしましたして、それによつて計上したのでございまして、決して各府県が任意にやりますものをそのまま轉吞みにして計数を立てたのではありません。

それからもう一つお断りして置きたいのは、先程申しました八百億本年度殖える、つまり昨年度は四千億であつたのが今年度は四千八百億、こうして差額を八百億と見ておられますが、四千億といふ数字が大体無理なのであります。單に政府の各配付額の額から計算すればその程度の数字になる、こういう資料にしか過ぎないのであります。恐らく我々の観測では、四千億では到底二十四年度は収まつていない、相当額が増加しておるだろうと考えておるのであります。然らばそれをどうしたかと言ひますと、それはたゞ／＼申上げておられますように、地方税を標準税率以上に取りましたり、法定外独立税を起したり、或いは先般来問題になつております寄附金に移行いたしましたり、或いは極端な例を申し上げますれば、予算の経費の支出を翌年度に繰越すといふような、いろいろの財政上余り好ましくない手段を講じて、

やるべきことはやらなければならぬので、それだけの経費は出しておるのであります。従ひまして、恐らく四千億といふ数字は内輪に過ぎたものと思ひます。そういう意味から申し上げますと、二十四年度と二十五年度の間に、きまして八百億から殖えておりますが、その増加の割合は多くないのではないかと考えております。

○岩本哲夫君 そう多くはないとおつしやいますけれども、又各府県がそんなに銘々にやつて、無見当なことがないといふような意味を言われましますけれども、地方自治体は、こういう地方平衡交付金の一千五十億、又地方増徴が四百二十三億増税せなくてはならぬといふ根拠については、地方財政需要額といふものを、慎重の上にも慎重な調査をすべきであると思つております。然るに今、秋田次長の説明の内容では、国が非常な予算を緊縮して行かなければならぬといふような状態の下に、何故かやうな八百億増税をせなければならぬかといふ基本的な方針には国民としても非常に疑惑を持つわけでありまして、でこいいうやうな、地方が成行きのに出された予算といふようなものを、私は事実上そう深く査定をせず、そしてそれを轉吞みにされて、それじや八百億増税が増大したからといふところに地方増税なり、平衡交付金の一千五十億といふものが生れて来たやうな感じが深いのであります。と申しますことは、今私が申し上げます通り、各府県の予算を總括的に見まして、例へば東京都の予算のごときは、各種目について、全部前年度の予算より減額であります。或いは前年度の予算と殆んど同調のものもあり

ます。ところが、前年度よりも何も彼も全部殖えておるものが兵庫県であります。その外もういろいろ出たらめと申したら、又お怒りになるかも知れないが、人件費、物件費などが非常に殖えている。こうしたやうなことがあると思へば、減つておるところがある。その他、まあ議會費、庁費、警察、消防費のごときでも、警察費が殖えておるのに、警察費と名付けたもので計上されておる。その他教育費はもとよりでこほこほありますし、産業経済費のごときも非常に殖えておるものであります。こうした結果、先般私がお尋ねしたやうな場合に、一國の総理大臣の交際費の教倍の交際費を知事が取つておる、或いは議會議長が取つておる、相当繰入れられて使用さるべき食糧費、宴會費といふものが取つておる。普通の國務大臣ですら予算で計上されておらない。それもやり繰り算段して三十万から五十万くらいしか交際費が取れないのに、各府県の知事とか、市長は何百万円も交際費を取るといふことが、果して中央、地方を總括的に見た政府の一貫した財政計画であり、経済政策であるかといふことについては、ちよつとあなたの説明だけでは十分ではありませんから、もう少し掘り下げて御回答を願ひたい。

○政府委員(秋田保君) 先程も申し上げましたように、この二十五年度の予算が非常にまち／＼でございまして、その中には、骨格予算だけを組んだといふやうなところでもあります。恐らく東京都もそうだったと思ひます。そういうところでは、却つて二十四年度の数字より減つております。そうじやなくて、一応税制改正も予定いたしましたして、財源

の増加も考えまして組みましたところは、二十四年度の数字より殖えておることになつておると思ひます。

それから非常に費目によりましてまち／＼でありますことは、これは地方の財政につきまして自治を認める以上は、いたし方ないのであります。國の方から地方の予算を決めてしまふといふやうなことは、到底考えられないわけでありまして、總括的に與えられた財源の範囲内において、その地方が独自の見解によりまして計上いたしましたことは、これは當然のことだと考えております。で我々の平衡交付金を推算いたしました場合の基礎及びこれを現実に配分いたします際の、この方法等は後にも申し上げますが、すべて現実にその地方自治体が幾らの予算を計上してあるから、それだけを見てやるのだといふやうなことは、全然考えてないのでありまして、客観的に見まして、妥當な数字によりまして地方に配分いたしました。その貰ひました金を、如何に使うかは地方の自治だといふ建前に立つておるのであります。ただ御指摘になりましたように、苟くも元費があつてはいけないといふことは、これは如何なる場合でも絶対的に必要のことでありまして、この点につきましては、我々も十分地方に對しまして徹底するように勧告しておるのであります。御承知のように、今その地方の予算の計上の方が、どうだ、こうだ、或いは経費だといふことによりまして、直接これをどうする、こうするといふことは、中央政府にはできないのであります。これは地方の議會或いは地方におかれまします監督委員、この活躍に期待するより方がないと考え

てありまして、これは地方の議会或いは地方におかれまする監査委員、この活躍に期待するよりし方がないと考え

うに政府の方から沢山出しておるのじやない、こういう観点を私は持つてお

るのです。というのは、千五十億の中
には昨年度補助金とかいろ／＼の名に
おいて出されたものを交付金の方に組
入れまして、そうして出す。出してお
るのであるから、純粹に殖えておると
いうものはどれだけあるか、その点を
伺いたい、こういうことです。

○政府委員(秋田保君) おつしやいま
す通りでございます。昨年度六百六

十七億。これが割合でございまして、その他に補助金等が沢山出ておつたわけでございしますが、この中三百五億、これだけの補助金はなくなりまして、そうしてこれが平衡交付金に合算されたというような恰好になつております。従いましてこの二つを引きました七十八億が純粋の増加でございします。

○竹中七郎君　そうすると結論は八十億減えたんだという計算になるのです。

○政府委員(秋田保君) はあ。
○竹中七郎君 私達は地方財政が非常に困窮しておるのであるからもう少し多い方がよいと、こう思つておつたに拘わらず千五十億だと、今岩木君が言われたのは、地方財政のいろ／＼の納得の行かない点がありますが、私達は五十億でも政府が非常にうまいことを言つておる、約八百億ぐらいですか、

四百億ぐらい殖やしておると言います
が、本當の自主的には補助金を交付金
の方に廻して配付金と補助金とをやや
殖やして、交付金だ、平衡交付金だと
言つて、如何にも地方自治体に沢山出
しておるよと言つておるが、本質的
にはそらじやない、こういうことを私

は言いたいのでありまして、これだとあなたの方では八十億だけ増やした、こういうことに相成つております。これにおきましては平衡交付金に對する使い途の問題におきまして、教育費の方へ、この中から或る程度政府の方に置きましてこれだけを教育費の方に充ててしまふ、そうして後のものでやれということ、先般各地方庁からこの地方交付金というものは一律的に各都道府県に渡して、その使途というものは自分の方で、都道府県においてこれを按分するようにしたい、こういうような陳情が参つておるようになりますが、この点につきましては政府はどういうようなお考えになつておるのでしょうか。教育というものは千五十億の中でのパーセンテージ取つてしまつて、あとのものに交付金を使ふ、というふうにお考えになつておりますが、その点をお伺いしたい。

○政府委員(秋田保君) 今おつしやいましたように、実はその地方の財源が増加してないのでありまして、四千八百億の枠が四千億になりまして、實質的に増加しておる分は大してないのでありますが、その点をもう少し申上げますと、大体シャープ動向によりまして、当時の、二十四年度の数字に對しまして、地方では一千億の財源が不足しておる、一千億なければ現在やつておる程度の仕事を円満にやつて行けない、従つて寄付金なんか四百億も取つておる、外にも無理なことが沢山あると、こう言つておるわけですが、ところが今度のこの改正税及び平衡交付金その他の国庫補助金或いは地方債の枠、こういうようなものを引括めまして、実は七百億足らずでございます。

で、シャープ動向の線よりすでに三百億程度減つておるのであります。従いましてはなかにこれだけの財源強化がありまして、地方の財政はいわゆる潤沢という程度には至らないのであります。昨年見たいなことはなくして或る程度やつて行けるといたしまして、豊かな財政をやつて行くということでは上るのでありますから、国民負担の面から考えますれば、そうゆとりのあることはできないと考えております。従いまして四千八百億の枠がぎりぎりのところだと思ひます。先程から言つておられますように、一銭一厘と雖も冗費に向けられるようなことがあることは、これは我々といひましては絶対に避けなければなりません、そのためには現在與えられております権限におきまして、万々の措置を講じたいと考えております。

○竹中七郎君 只今の交付金の中の教育費とか、特殊のものに一〇〇%を政府の方から支出されてお渡しになりますかどうかという点であります。

○政府委員(秋田保君) これは標準義務教育費法を別に作るかどうかという問題だと思ひますが、政府といひましてはやはりこの義務教育費につきましては、特殊な性格がございまして、他の一般財源と違ひまして、或る程度支出を地方団体に強制するような措置を講ずる必要があるという点を考へておつたのであります。この点につきましても相当議論がございまして、未だ決定しておりません。若し標準義務教育費法が提出に相成りますれば、そのようになりまして、現在のところではさうなことはござい

ません。

○委員長(岡本愛祐君) それでは第二條に移りたいと思ひます。第二條の説明をお願いします。

○政府委員(秋田保君) 第二條は、この法律におきまして用ひまする言葉の意味を盡してあります。「地方財政平衡交付金」とあります。これはこの法律全体を通じて書かれております平衡交付金のことを簡単に書いたわけでございます。

「地方団体は、都道府県、特別市及び市町村、この範圍に對しまして交付金が交付されることになりまして、それから「地方行政」、つまり地方行政に要する費用というやうな言葉が出ておるんですが、これは「地方行政」といふのは、地方団体みずからの行政、その外に地方団体が経費を負担して行ふ事務、そういうものもすべて入れることに考へております。「基準財政需要額」、次の「基準財政収入額」、これは平衡交付金を交付するに當りまして基準になるものであります。「基準財政需要額」は、交付金を出しますために各地方団体の財政、需要額を合理的に測定するために、当該地方団体につきまして後に申します十一條の規定によつて算定した額、一応客觀的に見てその団体は幾らの金が必要かという妥當な数字を算定するわけでありまして、その額を言ひわけでありまして、これは成るべく低く定めてあります。そして後にゆとりを持たせておるわけでありまして、その点につきましては後で十一條で申上げたいと思ひます。「基準財政収入額」は、その地方団体の財政力が幾らと、当該地方団体につきまして十五條によつて算定する額でありまして、要するに標準税率を以ちまして計算いたしました税額の七割をこれに充てることになつております。これも後に詳しく申上げたいと思ひます。次の「測定單位」、「單位費用」、この二つは基準財政需要額を測定するために用ひるのであります。簡単に申しますと、基準財政需要額をイコール單位費用掛けの測定單位ということになるのであります。測定單位は要するに地方行政の種類ごとに、警察費とか、土木費とかいうやうに種類ごとにその経費を測定するためにそれらの單位を設けたのであります。例えば土木費の道路費でございまして、道路の面積、延長、幅を掛けましたものを以ちまして道路費は幾ら要するということを算定するのであります。その單位の数字であります。單位費用は、今申上げましたやうに、道路で申しますと一平米幾らの金が必要というその單位の金でございまして、これに測定單位を掛けますと、その団体の道路費の基準財政需要額といふものが算定されることになるのであります。

○三木治朗君 基準財政需要額、基準財政収入額は、各地方団体で算定するということになりますと、結局この差額の不足分を平衡交付金で賁うということになるのですが、そうすると市町村なり県なりでは今年は幾ら賁えらうか、ということになるわけですか。

○政府委員(秋田保君) 理想はそのやうにしたいと思ひます。ただ本年におきましては、單位費用が、一道路一平米幾らであるということがまだ決定してございせんので、今後これを研究いたしまして決定いたしますが、そうしますと来年度以降は、自分のところの道路行政の基準財政需要額は幾らであるかということがはつきり出て来るわけでありまして、従いまして全部の基準財政需要額が出、又自分で取る税額も分りますし、これから基準財政収入額も出ますから、従つてその差額は必ず國から補償されるのだという測定がみずからできるようになるわけでありまして。

○三木治朗君 地方団体が算定したその数字と、財政委員会或いは地方自治庁あたりで以て算定した額との食違ひというやうなものの生ずる場合はあり得ないのですか。

○政府委員(秋田保君) これはこの單位費用を幾らと一応決めて置きますが、若し國の方で変更でもいたしました場合には、差が生じます。それから又その計算に用ひます測定單位等の計算の仕方が間違つておつて、自分では警察官は三百人として計算しておつたのに、それが間違ひであつたという場合には、食違ひが起ります。原則としては一致するようになります。

○委員長(岡本愛祐君) 第二條について他に御質問ございせんか。

○若木哲夫君 この基準財政需要額及び収入額等を、地方財政委員会は国会に内閣を経て提出しなければならぬというふうになつておるようでありまして、これは平衡交付金を国会で審議し、査定し、従つてこれに伴う國の予算を編成するという時期と、国会に地方財政委員会が出す時期とはどういふふうになりますか。

○政府委員(秋田保君) 今回は、この法律があつたになりましたので、そういうことはできませんでしたが、将来は

付金その他の国庫補助金或いは地方債の枠、こゝいうようなものを引括めましても実は七百億足らずでございます。

標準義務教育費法が施行に付成りますれば、そのようにならなすが、現在のところではさうなことはござい

と、当該地方団体につきまして十五條によつて算定する額でありまして、要

を研究いたしまして決定いたします

法律があとになりましたので、さういふことはできませんでしたが、将来は

必ず国会におきます予算審議の際に間に合いますように、こゝいう参考資料は全部国会に提出されることになり

のうちに千五十億が平衡交付金で、千九百億が地方税に相成るわけでござい

は、必ずさういう措置をとる場合に、国の予算を増額しなければならな

想しておりません。それから第四は、交付金の交付後の使途についての規定

ね合ひの問題だと考えます。

〇岩本哲夫君　そうすると、二十六年度の、例えば予算を審議する国会にや

〇委員長(岡本義徳君)　第三條に移ります。第三條御説明をお願いいたしま

〇政府委員(萩田保君)　第三條は、平

〇岩本哲夫君　さつき萩田さんが竹中

〇政府委員(萩田保君)　これは後に御

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇政府委員(萩田保君)　これは後で申

〇岩本哲夫君　それからもう一つお尋

〇政府委員(萩田保君)　標準義務教育

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

〇岩本哲夫君　第四項に、「条件をつ

第三部 地方行政委員会会議録第四十号

昭和二十五年四月二十七日

〔参議院〕

七

〔795〕

会がこれを意思表示をする、その結果平衡交付金の金額に相違を来たして来るというようなことは、結果においては地方自治の本旨は尊重するが、或いは条件は付けないが、その内容、使途については制限的な見解なり決議がなされる場合に、どういう方法をおとりなさるのですか。

○政府委員(秋田保君) この国会の意思表示がどういふ形において行われるかの問題であります。若しこれが非常に重要な問題でございまして、法律で以てそういうことに使つてはいけないう規定を置かれる、これはもう法律がそのまゝ遵守されると思ひます。そうでなくて決議とか、一致の御意見等が出ますれば、これは地方団体側と雖も、おのずから政治的な束縛を受けるようになると考へております。

○岩本哲夫君 分りました。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問はございせんか。では第四條に進みます。

○政府委員(秋田保君) 第四條は、この平衡交付金につきましての地方財政委員会の権限と責任とを書いたわけでございます。第一号は、毎年度分として交付すべき交付金の総額を見積りまして、これを内閣に出すことに相成つております。決定するのは、内閣及びその後であります国会におきます予算の審議によりまして最終的な決定をするわけでありまして、第二号は、各団体に配付すべき交付額の決定。これは財政委員会の権限でございまして、そうしてその決定した額につきましては現金を交付する。これもその責任でございまして、第三号は、後に出て来ます例外的な場合におきまして交付金の額を更

更したり、減額したり、返還させるのでございます。それから第四号は、この交付金の交付額に對しまして、地方団体側から審査の請求がありました場合に、これを受理し、これを決定することでありまして、それから第五号も、やはり異議の申立を受理し、これを決定する。それから第六号は、聴聞の規定でありまして、今のような決定をいたしました場合に聴聞を行わなければならぬという規定であります。それから第七号は、この資料の収集をする権限であります。それから第八号は、常に交付金制度の運用について改善を図るということでありまして、第九号は、この法律を実施するために必要な財政委員会規則を作るということであります。それから尚その外に法律に定めてある事項を所管いたします。

○委員(岡本愛祐君) 御質問ございせんか。

○岩本哲夫君 この第四條に委員会の権限と責任の内容を書くというの、これは財政委員会のこととこれを書いておるのであります。か、どういふわけにこれに書いてあるのではありませんか。

○政府委員(秋田保君) 権限の規定は、いわゆる官制でございまして委員会法に書けばよろしいわけでございます。最近立法におきましてそれ、分り易くいたしますために、重複いたしますけれども、交付金に關します権限だけはここに書きまして、この法律を見れば委員会の権限と責任が分るようになつてございまして。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問ございせんか。第五條に移ります。

○政府委員(秋田保君) 第五條は、交付金の算定に關します資料の収集規

定でございまして、これはそれ、都道府県知事或いは市町村長から取るわけでございますが、その場合に、これは現在にございせんが、都道府県と特別市は直接委員会に提出する。それから市町村は非常に多いございまして、これは都道府県に出しまして知事がまとめて出す。その場合に知事は意見を付けて送ることが出来ます。第四項におきまして、その意見を付けました場合に、修正を加えるということ、その意見を市町村長に通知して置きまして、その意見に對しまして不服がありまして、市町村長は直接更にそれに対する意見を委員会に申し出る。つまり市町村の権限が都道府県において中斷いたさないように配慮してございまして、それから尚第五項におきまして、この基準財政需要額の中に含まれる経費に關する地方行政を所掌しておられます国の機関、つまり教育費については文部省でありまして、土木費については建設省、こういう所に、委員会に對します資料を委員会に提出する義務を負わしているのではありませんか。

○岩本哲夫君 これは私の錯覚かどうか知りませんが、割合重要な事項ではないかと思つておりますが、都道府県及び特別市は例外であります。それ以外の市、即ち現在の東京都を除く全国の各市町村長の出したる資料を知事が審査する権限を有し、そうしてこの資料に修正の意見を付けることもできるというように、尤も不服があつた場合には、委員会に市町村長がこれを申し出ることも出来ますが、これは二重監督を排除しなければいけ

ないという、非常に現在のいろ／＼の自治体制の問題と逆行してあるような、從來市町村の予算の審査権を知事が持つというところは、地方税法を各自自治体にそれぞれ区別をした。市町村の持つ税法と知事が持つ税法と区別した意味合等から見ても、非常に矛盾があるように思ひますが、如何でございせんか。

○政府委員(秋田保君) 新しい自治法ができて以來、この市町村に對します府県知事の監督、勿論それだけではございせん。地方自治に對します一般監督というものは成るべく少くするという精神でやつております。そういう意味におきまして、そういう規定はない方が適當とは考へます。何分にも一万余の市町村があるが、何分にも一万余の市町村があるが、それを地方財政委員会におきまして、それ／＼の資料が的確かどうかということを一々直接調査いたしますのはよくと不可能だと考へられますので、中間に知事を置きまして、その検討を意見として地方財政委員会に出して貰うというやり方をせざるを得ないのであります。併しその場合に随くまで自主的に、市町村の権限が損傷されることのないように意見の申立等の規定を置いておるわけでございます。

○岩本哲夫君 今のその場合に、知事意見と市町村の意見が相違があつた場合に、委員会はどちらを……これを平等に持つて行くか、どちらの権限を強いつ、知事の意見と市町村長の意見とのどちらに重きを置くかというように定めと申しますか、態度というものは決まつておるのですか。平等に見て行きますか。

○政府委員(秋田保君) その際平等に

取扱ひたいと思ひます。委員会の責任におきまして、必要ならば實地調査等もいたしまして、両者の意見を平等に考へ、本當の資料を使うというふうに努力したいと思ひます。

○岩本哲夫君 今岩本先生の言われたような問題で、平等に取扱われるというところは委員会として當然であらうと思ひますが、市町村長が出たところの財政計画に對して修正を加えるというところが、すでに早大に要素となつておるのであります。そうすると例へば学校の問題、こうした問題、公共事業費などの問題については相當に府県と市町村との各地方におきまして意見が對立し、見解が分れておること、は、よく事例にあるのであります。なかなかそれは恰も上級機関のごとき審査権を持つ、修正権を持つ、それが知事にあるということとは上級自治機関のことをこつという場合において認めるような感じがする。税法施行に對しての問題については、それ／＼市町村なり府県は獨立して別個の権能と責任を持つておるのに、財政計画に對しての内容に對しては上級機関のような感じを受けます。これは、先程も申上げた公共事業費などの問題にからんで極めて複雑化する感があると思ひますが、これはそういう予想を政府は少しも持たないのでありますかどうか。

○政府委員(秋田保君) これは後に御説明いたしますれば御納得頂くと思ひますが、出して貰ふ資料は、経費の額と、どういふ仕事をして行くかというやうな、そういうものではないのであります。幾ら経費を出して貰うかというやうなことではなくて、児童数が何人

すれば、幾ら経費を出して貰うかというようなことでなくて、児童数が何人

わけてございます。これを書き放しにして置きますと、市町村の自治権を侵害いたしますから、四項でそういう場合には、必ず市町村長に通知させる、そうして市町村長は更に不服がありますれば、直接委員会に対して異議を申出ることができると解釈しております。

○林屋重次郎君 この市町村が不服の場合は、この案は私はいいのであります。特に修正を加うべき意見ということは、どうも腑に落ちないような気がするのですがね。第三項のある以上には……。

○政府委員（秋田保君） 三項では、このいろ／＼な意見をそれでいいとか、それで正しいとか、或いはここは間違

いである、こういう意見を付けるわけ
です。そのうち、それを承りまして、
その意見のうちで修正を加えなければ
いけないという意見を付けた場合に
は、こうしなければいけないという点
の規定でございます。

○岩木哲夫君 地方自治体の心理とし
て、政府から貰う、国から貰う平衡交
付金でも少しでも余計貰おうというこ
とは、丁度地方自治体が中央に、昔の
内務省にいろ／＼陳情、運動をして、
少しでも余計貰おうというような運動
と同じようなことになつて、各自治体
の交付金を余計貰おうということで、
必ず知事がこれは多過ぎるからとい
うて修正ということが必ず起つて来る、
大多数私は謙虚な交付金の交付要素を
含んだような予算でなくて、余計貰う
ような予算編成を持つて来るだろうと

思う。当然知事はそこはお前のところ
は多いからと言うて修正せられるよう
な立場が頻繁に起つて来るといふこと

を考へますと、やはりその地方自治体のこの重要な交付金交付内容を含む資料の修正ということが絶えず起つて来る場合があり得ると思ひますので、なかなかこれは地方の自治体がそうしたことの侵害をする点が非常に濃いと思ひます。今文部大臣を兼ねておりますから、それから都道府県等の相当これを中心として、又二重監督、二重機関、或いはいろいろの抗争を起す虞れがあると思ひますが、これはもつと簡便な方法はないですか。

○政府委員(秋田保君) この報告をして貰います資料は、大体この十二條に掲げてありますようなものが大きなものでございまして、これは後に御説明申上げますが、大体人口であるとか、学校の児童数であるとか、面積であるとかというような客観的に見まして分る数字であります。で主観的に多くしようとか減らそうということとはできないのであります。ただそういう場合は仮に嘘をつくとか、或いは間違つたとかという場合にしかこの意見の違ひの出ることはないでありますから、そういう心配は大體ないと思ひます。

○林屋義次郎君 それじや一応これで打ち切られて、十二條の説明を聞いてからこれを論議したらどうですか。

○委員(岡本愛祐君) それじやそういうことにお願ひいたしました、午前はこの程度に……

○吉川末次郎君 先程来竹中委員や濱田委員から標準義務教育費ですとか、その法案との関連性の質問がありましたが、これは極めて重要な問題であると思ひますので、特に私は、今は文部大臣でないと思ひますが、前文部大臣

の高瀬君に質問したいと思ひますが、適当な機会に高瀬君に質問できるように委員長においてお取進びを願ひたいと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) 承知いたしました。今文部大臣を兼ねておりますから、それから都道府県等の相当これを中心として、又二重監督、二重機関、或いはいろいろの抗争を起す虞れがあると思ひますが、これはもつと簡便な方法はないですか。

○政府委員(秋田保君) この報告をして貰います資料は、大体この十二條に掲げてありますようなものが大きなものでございまして、これは後に御説明申上げますが、大体人口であるとか、学校の児童数であるとか、面積であるとかというような客観的に見まして分る数字であります。で主観的に多くしようとか減らそうということとはできないのであります。ただそういう場合は仮に嘘をつくとか、或いは間違つたとかという場合にしかこの意見の違ひの出ることはないでありますから、そういう心配は大體ないと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。第十一條乃至第十四條につきまして質疑を行います。

○岩本哲夫君 第十二條に経費の種類、測定單位の基準を示されておると思うのでありますが、今度の二十五年度の地方議会の予算にはこういう費目種類の、こういう方法で、政府に向つて要請されておるのかという点を承りたいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) このような予算の分け方、直接地方が現実に必要なものとする予算の科目とか、算定の方法とは違つております。主観的にその地方団体がそれなりの予算を見積るのをごさいますので、必ずしもそれに拘わ

るのではなくて、この交付につきましては、ここに書いてありますような方法で全国一律に計算したいと考えております。

○岩本哲夫君 二十五年度の地方庁の予算を見ますれば、この経費種類以外の名目、例えば議会費、町費、それから財産費、統計調査費、選挙費、諸支出金、予備費と、こういう工合にこの示されておる以外の項目で、而もそれが非常に大きな予算の要素となつておる、ウェイトを持つておるといふようなことについては、これは関係がないのであります。

○政府委員(秋田保君) ここに書いてございす中で、この大号の「その他の行政費」の2の「その他の諸費」というこの部分が、大體今おつしやいませうな、ここに特定ではありませぬ経費に該当するものでありまして、従いましてこの費用が外に比べまして、相當大きくなると思ひております。そういう点に、例えば今おつしやいませうな議会費とか、統計費といふようなものにつきましては一々特定いたしませぬ、総括いたしまして、その他の行政費のその他の諸費といたしまして、人口だけによつて計算するといふ考え方をしております。

○岩本哲夫君 各府県には警察、消防費といふものがあるんですか、ないんですか。

○政府委員(秋田保君) 警察費は県の公安委員会の経費、この経費だけが多少ございす。従いまして市町村と違ひまして、非常に少ございすから特定するまでもありませんので、その他の諸費に入つております。それから消防費につきましても管内の消防の連絡指導をするという事務が府県の事

務になつておりますが、これも非常に小そうございすから、その他の諸費の中に含まれております。

○岩本哲夫君 非常に小さいとおつしやいませうが、或る都府県においては五十五億の警察消防費がある、それからまあそういう工合で実に大きい金額であります。議会費、町費におきましても、今ここでこの欄に出る費用に匹敵するものが、その他の費用で、むしろその方が多い、明示されておらない費用に拘わらずその方が多いような数字が現れておる方が多い、うもその辺ははつきりしませんようですが如何でしようか。

○政府委員(秋田保君) 今おつしやいませうな警察消防費の五十五億八千九百万円、これは東京都の例でございまして、東京都はこれは市町村の性格を併せ有しておりますから、ここに書いております分の都府県分につきましては、東京都と雖も少いわけでありませう。市町村分の警察消防費、こちらで算定される額が多ございすから、予算としては一本になつておりますから、ここに大きく出て来るわけでございます。

○岩本哲夫君 東京都の例は分りました、その他の県でも何千万円という何は沢山あるのではありませんし、県の公安委員会が何千万円も要るのでございませうか。

○政府委員(秋田保君) これは、この消防が御承知のように国家警察、自治体警察に分けられておるもので、この相互間の連絡を図るとか、或いは全体的に警察官の共済的な仕事を、そういうようなことを府県の事務として行なつておるところがございすまの

で、そういうところにおきましては或る程度予算を計上しておるようございす。

○岩本哲夫君 その他の経費という部分が、今この表に現れておる以外のものとして非常に沢山あります。これが、これはむしろ非常に大きい要素でありますから、ここへやはり経費の種類として出されるのが適當ではないかと思ひますが、如何でございませうか。

○政府委員(秋田保君) これは初めの方の條文にもございまして交付金の使途につきましては、固から成るべく制限を加えないといふことになつております。従いまして、この計算の基礎は單なる計算の基礎でございまして、むしろここに書きました理由は、勿論その経費が大きい小さいといふこととございす。それよりも測定單位、これらの種類ごとに書いたような次第であります。幾ら大きな経費でありましても人口で大體分けることができるといふものは、その他の諸費といふところに持つて来ておるのでございまして、相當多額のもの人口だけでやつて差支ないものでございまして、その他の諸費の中に入れるといふような制度、方法を取つております。

○岩本哲夫君 そういつたものを、その他の費用として中央から余り制肘も干渉しないという意味がありませうが、最近ここにこういう公示された以外の項目において、いろいろの経費が各府県の思い／＼と申しますか、政府側に言わせると実情に副つた態度かも知れませんが、計上されておられて、これが世間に噂のある来るべき来年の知事の選挙とか、市町村の選挙とか、県

たが、これは極めて重要な問題である
と思ひますので、特に私は、今は文部
大臣でないと思ひますが、前文部大臣

の地方分権がそれ、予算を見積るの
でございまして、必ずしもそれに促わ
れるのではなくて、これの交付につき

の他の諸費に入つております。それか
ら消防費につきましても管内の消防の
絡連指導をするという事務が府県の事

体的に警察官の勤務的な仕事を
する。そういうようなことを府県の事務とし
て行なつておるところがございすまの

れが世間に噂のある来るべき来年の知
事の選挙とか、市町村の選挙とか、県

会議員の選挙とか或いは市会議員の選
挙に、いろいろ間接的にこれが活用さ
れるという噂が専らあるということが
起るのであります。そういうたような
ものを仮に噂にしてもそういうことが
起るといふようなことについての問題
については、自治庁としてはどうい
う考へを持っておられるのか。

○政府委員(秋田保君) 仮にも御指摘
になりましたようなことがありまし
たら、地方自治の運営につきまして非
常に款がわしいことだと考へておられ
ます。併し仮にそのようなことが起り得
るからといたしまして、そのために
地方の予算につきまして精密な国の方
から枠を示しまして、これ以上のこと
はいかんとかいふような制限を加える
というようなことは余り好ましくな
い、角を矯めて牛を殺すというよう
なことになると思ひます。併し飽くまで
先程からおつしやつております財政の
使途に剰余がございますならば、これ
はこのような時代に好ましくないこと
でありますから特に目立つもの等につ
きましては或いは勧告というような措
置もできますが、現在與えられておる
権限において善処したいと思ひます。

○西郷吉之助君 私十二條と十三條
の測定単位について伺ひたいので
す。最初に十二條の方の土木費その二
項に橋より費の測定単位が、橋梁の
面積だけがこのに挙げてあるのです
が、その際に橋梁の数を測定単位に
加えな方が妥当ではないかと思ひます。
その次の三の港灣費におきましても船
舶のトン数だけが単位に挙がつてお
りますが、これも港灣の数を測定単位
に加えた方がいいのではないと思ひ
ます。更に十三條の一号におきまして小

学校の児童数というのがあるのです
が、それも小学校の児童数だけでな
く、小学校そのものの数を挙げられ
た方がいいのではないかと思ひます。
更に四番目の寒冷度、積雪度という
のがありますが、場所によりましては
これだけでなく、むしろ寒冷度と積
雪度というのの寒帯、寒い方のことだ
けがこのに挙がつておるのですが、九州
等のことを考へれば、その外に雨量度
といふことも考へれば、それから早
稲度、台風の度数、それから早稲度又
は、非常に九州には「しらす」とい
うので特殊土壌を有する地帯、こ
ういふようなものを単位に加えて頂
いた方が全国的に非常によいのではない
かと思ひますが、それについての御意見を
伺ひたい。

○政府委員(秋田保君) この基準財政
需要を正確に把握いたしましたこと
とは、この交付金の運営につきま
しては最も重大なことだと思ひます。
この点につきましては十分研究いた
したいと思ひます。その場合に個々の
いろいろな特殊事情がございますのでそれ
ぞれの特殊事情を加味できますように
精密に規定するのが理想的と考へます
が、そういういたしますと却つて非常に煩
瑣になりまして、何のことも分らな
くつて来るというような点もございま
すので、その両者を成るべく簡素にし
て、而も成るべく特殊事情を加味し得
る、こういう方向において解決いた
したいと思ひます。差当りこの程度を見
れば或る程度実情に即した基準財政需
要が算定できるのではないかと考へて
おりますが、おつしやいましたような
点は十分考慮しなければならぬと思

いますが、差当り今回はこの程度に
いたしたいと思ひております。
尚御指摘になりました個々の項目に
ついて、例えば橋梁につきましても個
数というようなことをおつしやいま
した。これは橋梁の面積を取りま
すが、これは橋梁の面積を取りま
すが、単に一平方メートル、全部幾
ら、ペーで幾らとせずに、小さい橋と
大きい橋とは差等をつけるというや
うなことも考へられます。そうすれば個
数がおのずから計算に入つたことにな
ると思ひます。それから学校につきま
しては、これは学校数は算定に入れて
おりますので、その点でも地域が広
く学校が多いというようなところは、こ
れによりまして処置ができるのではな
いかと考へております。おつしやいま
す通りものと精密に計画しなければな
らないのでございすが、差当りこの
程度にしておきまして、その代り、後
に申上げますが、一割程度の特別交付
金を交付しまして、この基準ではカ
バーしきれない特殊な財政事情に対
しましてはこれを以ちまして対処いた
したいと思ひます。

○西郷吉之助君 只今の御説明でよく
分りましたのですが、今後共更に私が
今挙げましたような諸点につきま
して、運営経費の後訂正を加えるべき
ものは加へ、又追加すべきものは追加
いたしまして、全国的に今言われたや
うにあらゆる状況を加味した結果が
出るように今後共一つ研究せられんこ
とを特に希望しておきます。

○委員(岡本義晴君) 今の西郷委員
の触れられました点につきまして、当
委員会に宛てて鹿児島県知事、岐阜県
知事等から要請事項が出ております。
鹿児島県の方は今西郷君がお述べに
なりましたような点、岐阜県の方は町村の
消防費に山林の面積を加へること、そ
ういふような数項目が出ております。
○岩本哲夫君 秋田次長が言われたよ
うな工合にこの十二條に公示されてい
る以外のその他の諸費、その金額とい
うものが非常に大きなウエイトを持
つて各地方の自主裁量的な取扱ででき
るというところであるから、第五條の問
題で市町村長が知事に査定を受けた場
合に、知事がそこで修正をするとか、変更
の意見を出すとかというようなことの
起る一番の原因として憂慮する点であ
ります。そこでこうして地方自治体と
いい、中央といい、非常に政界色がこ
の頃強くなつて来ているのであります。
地方の市町村長が例えば野党側、或
いは知事が野党側、野党、野党はその
政府の担任政を反に意味した場合、
或いはそれが逆になつた場合、要
するに違つた政令ごと知事と市町村
長のあつた場合には、そのようなこと
はないとは誰しも人の前では言ひま
すが、實際問題におきましては、中央地
方共この政界色が強くなつて来
て、現在及び将来においては、いわ
ゆる市町村の予算に対する容喙権とい
うものが強くなつて来ることに問題が
あるのですが、そういうことは政府は予
想しているのか、おられないのかを伺
います。

○政府委員(秋田保君) このような大
きな金を中央から地方に分けます場
合に、最も我々の懸念しておりますのは
今岩本さんのおつしやいましたような
点でございまして、地方のいろ／＼な
事情によりまして作意が加へられま
して、不公平なことが起るといふこと
は最も避けたいと思ひております。無論

実情に即した配分をするということ
と、今申しました作意を加へる余地が
ないようにするということとは多少矛
盾するのであります。両者を調和せ
しめる中間におきましてできるだけの
ことを我々は立案したと考へておるの
であります。で、ここに書いてござい
ますものは恐らくこれは主観的な作意
を加へる余地はないのではないかと。例
えば市町村にいたしまして警察吏員
にいたしまして、これは数字が決つ
ております。それから家屋の床面積、
これも固定資産税等によりまして現在
は家屋台帳がございすが、それらに
よりまして決ります。又道路につきま
してもこれはすでに市町村のちやんと
認定したものがございすから、それ
によれば差支ない。大体以下そのや
うな作意を加へる余地がないものと考
へております。ただ後で申上げます一割
の特別交付金については多少この基準
がはつきりいたしませんから、ここに
或る程度自由裁量の余地がございま
すが、これは先程申上げた機械的な
計算をする以上、これを補足するため
に多少裁量的な額を残しませんと実情
に合わないといふことになりま
す。止むを得ず残した次第でありま
すが、おつしやいますようなことには大
体ならないようにできておりますし、
又これを以ちましてそのように運営し
て行きたいと思ひております。

な食糧費が計上されておるとか、或いは知事、交際費がどうであるとか、或いは統計調査費だとかいう／＼な名においでいろ／＼の政見、或いは地方議會有の独立性といいますが、悪く脱線すればこれは独善化の傾向であります。こういうことが非常に濃化して来るのであります。でありますから、例えば自由党のときには、反対党の社会党の市、そのういつた要素を含んだと見られる予算に對しましては、恐らく文句を言うだろうというところは想像に難くないのであります。でありますから、こういう制度を残すことによつて、地方の自治というものに相剋摩擦を生ぜしめ却つて基礎を危うくする、混乱事態を発生させる虞れがあるのではないかと、この五條の心配の点でありますから、これに對しては恐らくこの法案を地方の自治体が十分まだ周知する時間がないからであります。恐らくこれが周知する時間があつたらば猛烈な反対運動が起るだろうというところを私は予想しておるのであります。この辺は如何でしょう。

○政府委員(萩田保君) 只今申上げましたように、大体客観的に認め得る数字でございますから、市町村長の出したもの、それがその間違いが……これに對して一々知事が意見を言うというやうなことはないものだと考えております。が仮にありといたしまして、ここにありますように最後の市町村の意見というものが地方財政委員会に達する途を開いてございますから、この程度の市町村の自治権の侵害といへば如何かと思つておりますが、これは何といたしまして事務的に止むを得ないところだと考えております。

○岩本哲夫君 止むを得ないと言へばそれまでですが、地方長官が審査権、修正権を持つておる、異議の申立は市町村長が財政委員会に言われまして、上級機関のような、監督機関のやうな立場にあるやうな修正意見を持ち得るやうな制度にしたいというところは、地方自治の独立性を尊重する趣旨からいまして非常に感かたしいことだと我々は痛感いたしますが、政府は如何にそんなことのないやうに努力すると言ひましても、政府は地方自治に余り容赦しないというところ、地方自治に委して置けば、こういう事態が、地方団体同士喧嘩をするやうなことが起つて来るというやうなことは非常に私は問題だらうと思つておりますが、何か別の方法でこれらを調整することを政府は考へなかつたのか。こういうことは予測しておつたのか、予測せざることであつたのか、これを承りたい。

○政府委員(萩田保君) 先程も申上げましたように、この制度は元來地方自治の理想的な姿から申しますれば、何といひましても固から交付いたします金でありますから適當でない。併し一方財政調整をしなければならぬという必要がありましますから、その妥協の手段としてどうしてもこれが必要になつて来る。その意味におきまして、この運用につきましましては全く地方団体の自主性が完全に害われずに行われたいというところは期し得ないので、この程度はどうしても制限を受けることになつて来る。これは止むを得ない制度ではないかと考えます。たとえその場合、地方自治委員会が市町村という関係が、その間に道府県知事という一つの段階が入りますけれども、これは現在の一応ひとり交付金だけではございませう、自治法上或いは外の制度におきまして、やはり国家的な調整を加えなければなりません。市町村に對してする権限はこれは国だけで行ひませう、その一部は道府県知事がこれを行ひ得るという全体の建前になつておりますから、配付税法につきましてこの程度道府県知事が市町村のことに關して干渉することは、又これも止むを得ないことであると考えております。

○岩本哲夫君 よろしくございます。○委員(岡本愛祐君) 伺つて置きますが、この前のところで一応審議した原案、あの場合には十二條の測定單位につきまして市町村と、こうしない、大都市それから都市、町村と分けましたね。それを市町村と一つにまとめたのはどういう理由ですか。

○政府委員(萩田保君) この市町村を差別的に扱うというところを初めから予想いたしましたことは、却つていけないのじやないか、必要なものについてだけ差をつけなければいけないか、こういうふうな考えでこれは一本にしたわけでございます。従ひまして十三條の補正係数の中に、三号の「測定單位の數値の補正する市町村の規模」というところによりまして、ものによりましては、大都市と市町村を差別をつけるというやうな途を代りに置いたわけでございます。

○委員(岡本愛祐君) 向十三條につきまして、そのことはこの委員会でも寒冷度及び積雪量並びに面積、河川の延長を加えたらいいのじやないかという議論が出たのですが、それは四号、五号でそういうふうに加つたというところとは、当委員会として結構だと思ひます。

○吉川末次郎君 議事の進行についてであります。先般渡米議員団が帰朝されて議院運営委員会等で話されたところによりまして、米国の議會においては専門員というものが非常に重要な役割を演じておつて、委員会等においても種々の法案等について、議員と同様に質疑をしたり又デスカッションしたりするということでありまして、これは大変いいことではないかと思つております。多少そういうことを今日まで、専門員にもして貰つて来たこともあつたと思ひますので、決して我々の委員会においても前例がないわけではないと思つておりますが、できる限り専門員の諸君もそういうやうな勉強をして、いろ／＼デスカッションに加つて貰うということも我々の参考になると思ひますが、この法案も又この委員会におきまして、地方税法案と相並んで相當の重要性を持つておる法案であると思つておりますが、この際、又或いは準備がなければ次の機会でもないと思ひますが、専門員の方でもこの法案について我々と同じく質疑したい点があるならば質疑させられたい。又意見等も開陳するやうに、ひとりのこの法案に限つたことではありませんが、そのように今後専門員をして議事に參與せしめるやうなことを奨励すると思ひますか、まあそういうやうに運営して貰いたいと思ひますが、如何でしょう。

○委員(岡本愛祐君) 私としては結構だと思つております。これまでも必要があればそうして頂くと思つておつたのですが、どうも事務局の方でもう少し待つて呉れ、今度のこの問題につきましてもう少し待つて貰ひたい、いづれ各委員会とも参議院の方針というものを決めてからにして貰ひたい。このこと、そのまゝになつておるので、私は早くそういうふうになりた、こういうふうになつております。

○吉川末次郎君 今日でも結構であります。が、そうでなければこの次の委員会等において、地方財政平衡交付金法案に對する専門員の今申しましたやうな質疑或いは意見の開陳等、是非本法案に對して貰うやうにして頂きたいと、希望を申上げておきます。

○委員(岡本愛祐君) それでは十四條まで御質問ございせんか。……十五條に移ります。

○政府委員(萩田保君) 十五條は基準財政収入額の算定方法を規定しております。「基準財政収入額は、規則で定める方法により、基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税(中略)の収入見込額とする」。前項の基準税率は、地方税法にある標準税率の百分の七十に相當する率とするという規定でございます。基準財政収入の方は考え方といたしましては非常に簡單な点でございます。要するにその団体の取り得る税額を算定すればよいわけでございます。

そこで問題が二つあるわけでございます。一つはここに「規則で定める方法により」とございまして、この規則の定め方についての現在の考えを申上げたと思ひますが、これはこの委員会でもたび／＼問題になつてお

の規約の定め方についての現在の考えを申し上げたいと思いますが、これはこの委員会でもたび／＼問題になつてお

とは無視いたしまして、全国一律に標準税率の百分の七十で計算いたしますから、何ら差支ございません。又大体百分の七十程度を以てすれば今申したように最低の行政費だけは賄うことは大体できると思います。従いまして、仮に或る団体がありまして殆んど仕事なんかしなくてもよい、いわゆる最低に押えてやつて行こうというところがありまして、その程度の安い税を取りましてそれは地方団体の自由でございます。

○岩本哲夫君 この平衡交付金のごときは、地方税の方に關するいろ／＼要素の重要なことが掲げてありますが、これは財政委員会にもこういうものが現われておるのですが、財政委員会にこういうふうなことが法律條文として現われるものだと思うのですが如何ですか。

○政府委員(萩田保君) 先程も申し上げましたように、この地方財政平衡交付金の運用につきましての財政委員会の権限は、この法律にも書いてございします。が、財政委員会法にもやはり規定してございします。

○岩本哲夫君 これは縣文化されていくのかどうか私は知りませんが、平衡交付金に關する問題は、財政委員会が平衡交付金の見積りを立てるとかいふことになつてゐるのですが、平衡交付金それ自体は国がやる。ところが財政委員会、総理大臣の所轄の下とはどういふ意味か知りませんが、形式上は外局として實質上非常に権力を持つた機関だ、そういう場合に、財政委員会にもそういう法律案が出てゐるといふことに対して、若し意見が競合するとか分れるとかいつた場合にとる措置

は、どちらが優先するのでありますか。

○政府委員(萩田保壽) 財政委員会法にこの地方財政平衡交付金についての権限を置いておきます点は、平衡交付金に書いてありますより少く、むしろ基本的に概括的に書いておるのであります。詳細は平衡交付金法に書いてございまして、いずれにいたしまして両者が矛盾するような規定は書いてございせん。

○委員(岡本愛祐君) それじや次に移ります。第十六條。

○政府委員(萩田保壽) 第十六條は、この算定された平衡交付金の現金を交付する方法が書いてあります。道府県市町村共に年四回に分けて交付する。はつきりここに書いてあります。前の二回におきましては前年度の実績、その四分の一ずつを交付しておる。そうして後の二回におきまして、この年度におきまして交付する額から五月、七月に交付いたしました金額を差し引きまして、その二分の一ずつを当該交付期に交付するというに相成ります。

それから二項は、今年の場合には正にそうであります。国の予算が成立しないとか或いはその他変更があつたという場合に、この通りできませんときには、特例を財政委員会が定めることができるようにしております。

第三項は、初めの二回におきまして一応概算交付をいたします。併しなからその地方団体に對しまして交付するその年度の総額が少しその額より小さくなつてしまつた、こういう場合があるわけでありまして、こういう場合には

その額は国に還付しなければならぬというのであります。

四項は、四月一日以前一年内に地方団体の設置分合がありましたときに、前年度の交付金の額、五月、七月に交付いたします場合の基礎になります。前年度の交付金の額というものは、先程の設置分合の場合の規定にならしまして算定することになります。

○委員(岡本愛祐君) 御質問ございせんか。それでは次に移ります。第十七條。

○政府委員(萩田保壽) 第十七條は、先程から問題になつております市町村交付金支出についての都道府県知事の義務でございまして、これは規則で定めるところによりまして、都道府県内の区域内における市町村に対する交付金の額の算定の基礎をとるか、或いは現金交付の事務を取扱う、こういう事務を都道府県知事に義務として課しております。で、そのために都道府県知事は日頃より市町村の財政状況を的確に知つておるよう努めなければいけないという義務を負わせております。

○委員(岡本愛祐君) 御質問ございせんか。

○鈴木直人君 いろいろ際に府県知事というものは、いわゆる自治体ではなくして自治体の長の資格において、国の事務の委任を受けてやるといふ委任機関というのですか、こういう委任機関の事務に必要とするところの経費は国が支拂わなければならぬのですが、これは別途にそういうことの費用は国から交付するのですか。

○政府委員(萩田保壽) おつしやいますように確かにこれは国の機関委任

事務でございまして。そういう経費につきましては、現在の地方財政法の建前は、仰せの通り必ず国から負担金を出さなければならぬことになつておりますが、これは最後の附則で申上げますが、このシャウ勸告を通じて平衡交付金がございまして、一つの大きな違ひは今申しますような国と地方の負担区分というような観念はなくなつておりまして、いわゆる負担金は出さない、従いまして、これに要する経費は必ず平衡交付金の基準財政需要の中にむしろ含まれるということになります。

○委員(岡本愛祐君) 十七條質問ございせんか。それでは十八條に移ります。

○政府委員(萩田保壽) これは交付金の額の決定それから変更の通知を受けました場合に、これにつきまして不服がある場合には、委員会に對しまして審査の請求をすることができ、地方団体の権利を保護しようという規定でございまして。

○岩本哲夫君 これは地方の小さい市町村から直接委員会に出していいというのか、或いは知事を經由しなければならぬのですか。

○政府委員(萩田保壽) これは直接で結構でございまして。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問ございせんか。では十九條に移ります。

○政府委員(萩田保壽) 十九條は交付金の額の算定に用いる数に誤りがある、た、そういう場合の結果、交付金の額が誤つて算定されたという場合の善後措置の規定でございまして。こういう場合にはそれ／＼計算をし直しまして、

過少に見積られておる場合にはこれを追加交付する、若し過大に見積られて交付されておつた場合にはこれを減額する、減額する場合にすでに現金を交付してしまつたものではこれを返還するといふようなことを規定しております。その返還させるというような場合には、これはとにかく一度地方の会計の中に入れた金でございまして、なかなか直ぐには返しにくいと思ひますので地方団体の意見も十分聞きまして、どういふ方法で返すかということとを相談させるつもりでございまして。

それから二項はやはり誤りの場合であります。これは少し程度が過ぎ、積極的に騙をつこう、作為を加えて、こういう場合でございまして、これは直ちに減額又は返還させます。地方団体の意見を聞かないでこれは返させることにいたします。それからこのいづれの措置をいたします場合にも文書によつて理由を示すというところを考へております。そして尚先程申上げました二つの例のうちの後の方、つまり積極的な作為虚偽というやうなことがありました場合に、何故この返還を命ぜられたのかといふことを文書で自分の住民に周知徹底させる、そしてこれは何故に住民の方が損をしたのか、これは確かに住民の方には罪はないのであります。理事者、当局者に罪があつたかといふことが分るよう、理事者の責任が徹底するように、一般に周知させるようにすることとでございまして。

それから四項、五項は異議の申立の規定でございまして。

○鈴木直人君 市町村が資料を提出し

てそうして交付金を受けるといふ手続をした場合に、府県知事が中に入つて、その資料の提出なりそういう事務を取扱うわけですけれども、そうしてこれは府県知事自身がその市町村長に對して割当をしたり、或いはこの点はまあ少いときはいいのですが、多過ぎるとか少な過ぎるとかいうことをやる権限はないと、そうすると非常にまちまちなところの基礎によつて全国の市町村長から相当財政委員会に申出ることになると思ひますが、従つて中間の知事はやはり実質的には中に入つて各市町村の指導という形において申請の調整をすることになると思ひます。そうしてそれを地方財政委員会に申請して来た、そうして交付を受けたという場合に

においては、恐らく相当多くの市町村長がこれに對して不服を持つことが多いのではないかと思ひます。非常に額が少いといふことで不服を持つといふことになりはせんか。そういう際に、さつきの第十八條は府県知事を經由しないで、直接委員会にその審査を請求するといふやうなことになるかと、地方財政委員会というものは実際にい

この第十八條のごときものは、府県知事を經由して申請させるといふことにする方法も可能であるかどうか。そうしてその際に府県知事が地方財政委員会の委任を受けて、その指図の下に實際的な調整をするといふやうな事務をやれるのかどうかといふ点と、又十九條の場合においても府県知事が中間に入つてそういう事務をやれるのかどうかといふ点をお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(萩田保壽) 地方財政委員

○政府委員(萩田保君) 地方財政委員

にもやはりその不届であるところの市町村の団体全部東京に喚んで、そうして旅費を與えてやる、こういうことになるわけですか。府県でやることはあ

府県でやる……。

○政府委員(荻田保君) この聴聞はやはり当事者について聞くことを原則にしております。従いまして二十條のこの一項につきましては、聴聞をすることができるのであります、必ずしもそういうようなことまでも必要ない場合には何もなくてもよいのであります。

尚二項の場合には「聴聞を行わなければならない」とございますが、この場合はすべて関係地方団体の側から来て呉れという申出があつたときでございます。従いまして義務的に地方団体の者が出て来て聴聞をするということの規定しておるわけではございません。

尙聴聞につきましては参考人を喚ぶこともできるようになつておりますから、その際府県知事等も県の職員等も喚んで、参考者のために聞くことができるようになっております。

○岩村哲夫君　今鈴木先生の言われたような点非常に我々も愛慮しておるもので、一万数千のものが委員会にいろいろの異議を申立てる場合に、これを聴聞と言つたて聞くだけ問うだけで、どういふ判定をするのか知りません。が、財政委員会で判定したものは絶対

それで決定されるものか。若し市町村が行政裁判といいますが、何か裁判所へ提訴することができるとはできないのか。そういう途は開かれておるのか。開かれておらないのか。それから財政

委員会が決定したことと国の予算、国会が決めたことと、平衡交付金の交付内容について食違いが生じたならば、どちらがより権力を優先するのでつか。その辺をお聞きしたい。

○政府委員(秋田保君) この地方財政委員会が決定いたしましたことに、法律上違法があるというような点がございましたら、これは勿論裁判所に出訴することはできます。それから財政委員会が決定しまして、現実に現金を出しますのは勿論予算の範囲内において行われなければならないので、仮に減額とか或いは追加交付というようなことをいたしましたれば、その場合に予算を超過するというようなことが起りますと、これは翌年度において予算の措置をしてからでない、義務は政府側にできませうけれども、現実の支拂がでないという問題が起つて参ります。

○岩本哲夫君 その政府の負う義務というものは絶対の義務なのであります。翌年度の予算において修正しなければならぬ義務であります。ただ現在の人事院の勧告のような意味でのこととあります、その辺をお聞きしたい。

○政府委員(秋田保君) これは法律的に義務になつております。従つて必ず来年度におきまして、予算的措置を講じなければならぬと思ひます。

○岩本哲夫君 そうすると、なか／＼これはずつと一連に考えますと、財政委員会は総理大臣の所轄の下にあつてそういうことをやる。議会の予算のいわゆる修正意見も持つ、場合によつたならば……ということになるような結論になりますか、その通りでありますか。

○政府委員(秋田保君) そのような大きな誤謬というようなことが起るとは予想しておりませんが、実際問題として、これは小さな額と思ひます。従いまして当該年度におきましては特別交付金等の操作によりまして適当な措置ができると思ひますが、それでもその年度において足りませんときは、翌年度においてこれを追加する義務を負うわけであります、これは政府として直接予算をどうしようという意味ではありませんが、予算の原案に少くともそのような点を盛りまして、国会に提出する義務は生じて来るものと考へております。

○委員(岡本愛祐君) この「公開による聴聞」という制度はこれまでしばしばあつたのですが、公開によらない聴聞というのが第一項にあるように思ふのです。これはどういふのですか。

○政府委員(秋田保君) これは意見を聴取することを多少法律的に形式を與えるため書いた程度だと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) そうすると、関係地方団体について問ひ質すということだけですか。

○政府委員(秋田保君) その程度に考へております。ただ委員会組織のものでございまして、五人の委員がこれを聴くといふことは一種の形式的なことになるので、まあ聴聞と言ひたわけですね。

交付金の交付はその全区域を道府県とみなしまして、道府県交付金を交付する。市町村に対する交付金の交付につきましてはその特別区の存する区域を市町村とみなしまして、市町村交付金を出すことにいたします。特別市につきましては、これは制度としてだけ置いたわけでございまして、両方の交付金を交付する。それから第三項で全部事務組合は町村とみなして、一町村としての扱いをいたします。

○委員(岡本愛祐君) 第二十一條御質問でございますか。

○鈴木直人君 特別区については市町村とみなして行くということになりますと、ここで規定してありますところの市町村の分は、全部特別区に適用されるということになつて、特別区が市町村と同じような形式によつて東京都の委任事務……、東京都の知事はその場合に特別区の仕事を政府の代りになつて手伝つてやることになる、委任機関になるわけですが、その程度まで特別区といふものは独立した取扱ひになるわけですか。

○政府委員(秋田保君) そうではございませんで、これは「特別区の存する区域」といふので、都を市町村とみなしておるのでございまして、これに對しましては交付金は直接行かないわけでございます。

○鈴木直人君 そうなりますと、第二條に地方団体といふものの中には東京都の特別区といふものは入つておりませんし、第二十一條にも特別区といふものが全然ありませんから、この平衡交付金に關する限りにおきましては、特別区……、東京都のいわゆる区ですね、特別区といふものは、全然何とい

いますか、法律的には認められていないということになり、大阪等におけるところの行政区と同じような考え方を以て進んで行つておる、こういうふうな解釈してよろしいと思ひますか。

○政府委員(秋田保君) さうでございします。

○委員(岡本愛祐君) それでは附則に移ります。

○政府委員(秋田保君) 附則の第一項は施行の期日でございます、これは公布の日から施行する、適用は四月一日に遡つて適用することに相成つております。

○島村軍次君 これは一括して御説明願つたらどうですか。

○委員(岡本愛祐君) 御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(岡本愛祐君) それでは一括して御説明願ひます。

○政府委員(秋田保君) 第二項は特別交付金を設けるという規定であります。昭和二十五年及び昭和二十六年に限りまして、交付金の總額のうちの十分の一に相当する額は特別交付金として別の計算をいたします。これは先程申し上げましたように施行早々でございまして、十二條、十三條等によりまして基準財政需要といふものを正確に測定されない場合があるといふようなことからいたしまして、特別の場合を慮つたのでございします。尙それにつきましては後に、三項はそれの關係がございしますので、交付の時期を要するわけでございします。つまり特別交付金を最後に交付いたします。二月中に交付いたしますので、それに応じまして一般の交付金を大体一月くらい繰上

げて交付することになります。四項は特別交付金の分ける問題であります。〔第十二條の測定單位によつては捕そくし難い特別の財政需要があること、これが一つと、交付金の額の算定期日後、交付金は四月一日現在で分けますが、それ以後に生じた災害、こういうような場合に特別の財政需要があるという地方団体に対しまして交付する。それから五項はこれに關する資料を当該地方団体は委員会に提出することになつております。この場合に五條二項、先程問題になつております市町村につきましては、やはり都道府県知事を經由して出すことになりまして、六項は特別交付金の額を地方団体に通知すると共に、その現金は二月中に交付するということになつております。それから第七項におきまして、二十五年に限りまして第十三條第一項中「この法律」とあるのを「規則」と読み替へる。第十四條第一項によりまして法律で決めるつまり單位費用は非常に重大な費用でございしますので、国会の審査を受けて法律で決めることが適當であると思ひますが、何分にも、本年は間に合ひませんので、本年度だけは規則で定めた次第であります。それから第八項は、二十五年に限りまして初めに交付いたしますが、これは昭和二十四年度の地方配付税の額等を考慮して定めることになりまして、尙この点につきましては、すでに暫定交付の法律が適用されておりますので、そちらの規定の適用をされることになつております。

ならば……というところになるような結論になりますか、その通りであります

都及び特別市の特別でございまして、都につきましては、道府県に對しまして

特別区……、東京都のいわゆる区です、特別区というものは、全然何とい

交付いたしますので、それに應じまして一般の交付金を大体一月くらい繰上

る測定単位、これにつきましては国の補助金又は負担金との関係が必要があ

ります場合に限りまして、同項に列記してあります測定単位より別のものを用うることができるようになつております。この点につきましては、これは非常に補助金、負担金につきまして交付の方法が變つて参りますので、それと見合つて特別を設け得る余地を残しておる。ちよつとはつきりいたしません

が、こゝういふ負担金等に関する法律の特例案が別途提出されておるのじやないかと考えております。それから十項は、配付税法、配付税配付金特別会計法は廃止いたします。ただ二十二年度以前の分與税、二十三年度分の配付税につきましては、これはそのままでありまして、それから特別会計につきましても同様でございます。それから特別会計におきまします会計の残は、一般会計に併合することになります。

それから十四項で地方財政法を一部改正いたしておりますが、初めの方は、二十六條に「地方公共団体が法令の規定に違背して著しく多額の経費を支出し、又は確保すべき収入の徴収等を怠つた場合においては、国は、当該地方公共団体に對して交付すべき地方配付税の額を減額し、又は既に交付した配付税の一部の返還を命ずることが出来る。」一種の監督的と申しますが、政策的な規定があるわけでございますが、この配付税を平衡交付金に直します。それから次の改正は、先程鈴木委員からお尋ねがございました、地方財政法によりまして国費徴収の負担区分を列記しておりますが、これにつきましては先程申し上げましたように、大体このような觀念はなくするというのが今回の方針でございますが、如何にするかという根本的なことは今行われて

おります地方行政調査委員会におきまして、結論の出ることと思われまします。一応二十五年に限りまして適用をしない、限られて置く規定で、根本的な改正はいずれにいたしまして、この委員会の結論が出てから明年度以降において行われることになると考えております。

○島村軍次君 附則に關係の事項ではないのですが、昨日大蔵委員会との合同審議をやりましたとき、災害の国庫負担に關する法律に關連して、この平衡交付金の算定の基準に農林關係の災害に關する費用で、地方費に屬するものが相當であると思ふのですが、法律が出ませんので、算定基準に入るのかどうかといふことを伺つて見たいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) 当該年度におきまします災害費をこの一般の基準に入れる考えはございません。過去におきまします災害復旧事業費に當てました起債の財源、これは公債費として当該年度におきまします分は四月一日以後のことでございまして、必要ならばこの附則の特別交付金に對して措置したいと考えております。

○島村軍次君 災害復旧に關する経費は御承知の通り政府が指令を出し、或いは又實際に約束された経費の中で、予算の關係上それがあつたものが相當あると思ひます。又府県の財政から言つてもどうしてもやらなければならぬといふような問題があつて、に残されておるものがあると思ひます。それで只今の説明分りましたけれども、既ににおける災害費に對する起債でなくして、今後の負担に屬するものが相當あると思ひます。それに対する措置をどう

う考えておりますか。

○政府委員(秋田保君) この農林關係の災害に對しては、國庫補助なり又府県の助成なり問題でございますが、これは大体個々直接の利害のものとあつて、財政経費を以て賄ふないといふ建前で相當先般來大きな改革があつたわけでございますが、ただそれは申しまして、どうしても公費で行わなければならぬ部分があるわけでございます。それから、それにつきましては國庫補助金として残るわけでございます。地方の負担も残ることになります。そういうものには對しましては、大部分起債にして行くとか、或いは極めて小さいものにつきましては経費が必要でございまして、これもやはり特別交付金を以て措置をいたしたいと考えるのでございします。

○島村軍次君 あつた法律によりますと「地方公共団体の施行する」と、こうなつてゐるわけでありまして、そこで町村あたりで具體的の問題を取上げて行きますれば、農道といふようなものは公経費であるといふ解釈を取らうと思ふのでありますが、或いは港灣の中で漁港に屬する問題とか、或いは溜池を市町村の、全部組合、或いは一時組合でやるとかといふような実例があるのじやないかと思ひます。又事実上いふやうなものがある特別な法律によらずしてやつてゐるものがあると思ふのでありますが、そういう問題に對する法律がどうなるのか、ちよつと疑問があると思ふのでありますが、その点はどうですか。

○政府委員(秋田保君) その農林關係のものにつきましては、昨年あたりから相當大きな変更があつたのでござい

ますが、本年度におきましては大体昨

年行ひました程度は継続いたして行きたいと思ひます。その点については別に土木費のように法律を出しませんでも、大体今までも予算の範圍内におきまします補助等になつておりますので、大体その方法で進めて参りたいと思つております。

○島村軍次君 新聞によりますと、農林大臣は、災害に關する問題は十五万円以上のものは農林關係のものでも今度のシャウプ勸告案によつて出すといふようなことを新聞に出して、これは新聞が果して正確であつたかどうか分りませんけれども、そういうふうな地方には印象を與えてゐると思ふのであります。それからやはり聞くところによりますと、別途法律案を出すのだといふふうな話もされておつたと思ふのであります。これは次長の直接の關係でないかと考えますけれども、昨日も災害國庫負担に關する問題と併せて政府内部のはつきりした見解なり答弁をお願いしたいといふことを申し上げて置いたのであります。連合委員會の機会があればともかくであります。若しなかつたならば、この財政法及び平衡交付金法に關する關係のある事項でありますから、一つ御相談の上で次の機会に御答弁を願うように……。

○政府委員(秋田保君) 關係者をいふれまゝとしまして、次の機会にお話いたすことにいたします。

○鈴木直人君 二十二條で答弁を得たのですが、この二十二條の第一項ですね。「特別区のある区域」といふのは二十三の区のある区域全体を指すので

すか。

○政府委員(秋田保君) 二十三の全

域を以ちまして一つの市と見なすといふような意味でございます。

○鈴木直人君 そうしますと、東京都におきましては二十三の区域だけ

かけ離して、都とは別途の地方団体とみなして、そうして基準財政需要額なり、基準財政収入額なんといふものの算定をしつゝ、そうして都とは切り離した市町村と同じような立場においてやる別個の地方団体であるといふやうな、獨立した人格といふやうな形の取扱ひといふことにしようといふのがこの二十一條の規定ですか。

○政府委員(秋田保君) このやうな規定は配付税法施行以來ずっとある規定でございまして、都につきましては

わゆる区の存する区域は、県といふのをちよつと別にいたしますれば、大体都が普通の道府県といふ性格と市町村といふ性格と二つあるわけでございます。従ひまして道府県交付金につきましては問題がございせんが、市町村交付金につきましては、その区の存する区域だけを以ちまして一つの市とみなし、それを都に交付するといふ規定でございします。尚都部につきましては、勿論市町村がございまして、これは一般の市町村と同様に取扱ひ

ます。

○鈴木直人君 そうしますと、二十三区だけを一つの市とみなして、そうしてその代表者となる者は誰がやるのですか。

○政府委員(秋田保君) 二十三の区域を以ちまして、都を市とみなすのでございします。区を捉へるのではなくて、区の存する区域で、法人たる区自身を言つておるのではありません。存する区域、これを都を以て市とみなす

第三部 地方行政委員会會議録第四十号 昭和二十五年四月二十七日【參議院】

一七

というのであります。

○鈴木直人君 その点は分りましたが、そうしますと、この経費の算定等

においては、例えばその区域内から税

収入はどれだけある、或いは支出につ

いてはこれ／＼であるというふうな、

それだけを切離して計算をするという

ようなことにするわけですね。

○政府委員(萩田保君) さようでござ

います。併し、例えば小学校費なら小

学校費にいたしまして、市で持つ分

と県で持つ分と違つておりますから、

おのずから市町村の経費につきまして

は府県と違ひますから、郡部の場合と

区部の場合とはつきり違つておるわけ

でございまして、そうむずかしい問題

は起らないと思ひます。

○島村重次君 全般……附則と直接関

係ないのですが、前の項の中でちよつ

と伺つてみたいと思ひますが、よろし

うございしますか。

○委員(岡本愛祐君) ちよつとお待

ち下さい。附則について御質問があつ

たら先にいたしたいと思ひます。

するが、「この法律の規定によつて交

付した交付金は、地方財政平衡交付金

制度に関する法律が制定施行された後

においては、この法律の規定により交

付すべき地方財政平衡交付金の一部と

なるものとす」という規定がござい

ます。が、このうち四月に交付いたし

ます分はつまり暫定交付の分が乗り代

ることになります。尚、この六月分が

残つておりますから、これはこの法

律によりまして、新しく六月、七月の

額はこの法律によりまして交付される

ことになつております。

○委員(岡本愛祐君) 附則について

御質問ございせんか。この第九項は

予防接種法等による国庫負担の特例等

に関する法律案、これは別途提出され

ておるものであります。それでこれは予

防接種法、「トラホーム」予防法、食

品衛生法、民生委員法、その他の法律

の「規定は、その規定による国庫及び

都道府県の負担が、地方財政平衡交付

金法に基く平衡交付金に繰り入れられ

るが、「この法律の規定によつて交

付した交付金は、地方財政平衡交付金

制度に関する法律が制定施行された後

においては、この法律の規定により交

付すべき地方財政平衡交付金の一部と

なるものとす」という規定がござい

ます。が、このうち四月に交付いたし

ます分はつまり暫定交付の分が乗り代

ることになります。尚、この六月分が

残つておりますから、これはこの法

律によりまして、新しく六月、七月の

額はこの法律によりまして交付される

ことになつております。

○委員(岡本愛祐君) 附則について

御質問ございせんか。この第九項は

予防接種法等による国庫負担の特例等

に関する法律案、これは別途提出され

ておるものであります。それでこれは予

防接種法、「トラホーム」予防法、食

品衛生法、民生委員法、その他の法律

の「規定は、その規定による国庫及び

都道府県の負担が、地方財政平衡交付

金法に基く平衡交付金に繰り入れられ

るが、「この法律の規定によつて交

付した交付金は、地方財政平衡交付金

制度に関する法律が制定施行された後

においては、この法律の規定により交

付すべき地方財政平衡交付金の一部と

なるものとす」という規定がござい

ます。が、このうち四月に交付いたし

ます分はつまり暫定交付の分が乗り代

ることになります。尚、この六月分が

残つておりますから、これはこの法

律によりまして、新しく六月、七月の

額はこの法律によりまして交付される

ことになつております。

○委員(岡本愛祐君) 附則について

御質問ございせんか。この第九項は

予防接種法等による国庫負担の特例等

に関する法律案、これは別途提出され

ておるものであります。それでこれは予

防接種法、「トラホーム」予防法、食

品衛生法、民生委員法、その他の法律

の「規定は、その規定による国庫及び

都道府県の負担が、地方財政平衡交付

金法に基く平衡交付金に繰り入れられ

るが、「この法律の規定によつて交

付した交付金は、地方財政平衡交付金

制度に関する法律が制定施行された後

においては、この法律の規定により交

付すべき地方財政平衡交付金の一部と

なるものとす」という規定がござい

ます。が、このうち四月に交付いたし

ます分はつまり暫定交付の分が乗り代

ることになります。尚、この六月分が

残つておりますから、これはこの法

律によりまして、新しく六月、七月の

額はこの法律によりまして交付される

ことになつております。

○委員(岡本愛祐君) 附則について

御質問ございせんか。この第九項は

予防接種法等による国庫負担の特例等

に関する法律案、これは別途提出され

ておるものであります。それでこれは予

防接種法、「トラホーム」予防法、食

品衛生法、民生委員法、その他の法律

の「規定は、その規定による国庫及び

都道府県の負担が、地方財政平衡交付

金法に基く平衡交付金に繰り入れられ

関する法律が制定施行されるまでの間の暫定措置として出すことになつております。後でこの関係が書いてあります。

○政府委員(新田保君) 例えはこの警察官吏数というものでございましてなれば、当該年度の四月一日現在における

○岩本哲夫君 議事進行について……もう大体慎重審議がよく行われて疲れしておりますので、この辺で休憩は如何

ですか。

○委員(岡本愛祐君) ちよつとお願いしたいのですが、午前中に申し上げましたように、飲食営業臨時規程法……

○岩本哲夫君 まだそれがあるのですか。

○委員(岡本愛祐君) これをお上げ願いたいと思うのです。これは五月一日から施行のものでございまして、極く簡単なものであり、而も民衆に關係が非常に多いのでありますから、是非これをお願いしたいと思ひます。丁度農林省から見えましたし、今資料をお配りいたしますから、ちよつとお待ち願ひます。ちよつと速記を止めて下さい。

○委員(岡本愛祐君) 速記を始め、それでは地方財政平衡交付金法案の審議は今日はこれで打ち切ります。

○委員(岡本愛祐君) 次に、飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案の本審査をいたします。本法案につきましては予備審査でございまして、政府当局から提案理由の説明を聞きました。一応審議をしたのであります。ところが衆議院におきまして修正をせられまして、その修正案を付けて参議院に付議された次第であります。その衆議院の修正案につきまして、衆議院議員竹山祐太郎君から説明を聴取することにいたします。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) 衆議院における経済安定委員会の委員長に代つて、私から衆議院の修正の点を極く簡単に御説明を申し上げます。條文は極めて分りにくいので、後から御質問があれば便宜政府から具体的に申上げる

と思ひますので、簡単に趣旨を申し上げます。

これは御承知のように、一ヶ年この法律の施行を延期するというものであります。御承知の通り実情は全く、事實は法を無視した税が行われておりますので、この法を継続する意味がないじやないかというのが大體の委員會における意見でありまして、その線に沿つて交渉をいたしましたのであります。これを準備をすることは今日の状況として困難であるということでありました。そこで第二段の問題としては、いわゆる委託加工というものはあります。この委託加工を許して、その委託加工の製品を販売をするということとを第五條と七條に一部の修正を加えますことによつて、まあ現行に行われておる実態と事実法律が一致するといふような結果になりますので、その問題を第二段の方法として交渉をいたしましたのであります。これにより、一利一害があつて実行を見るに至りません。それが代る第三段の案として、政府が一応これは実務的に用意をいたしました問題であります。いわゆる今日の配給量の外に業務用の配給を別にするということによつて、事実上緩和をして行くという問題であります。この点は可なり食糧政策の面から言ひますならば、考えようによつては非常に大きな問題でありまして、我々としてはそういうことが一面においては配給を辞退したものを材料として行おうという政府の大體の用意を想像して行ひますけれども、併しこれは食糧政策全体とすれば、これによつて現在の配給制度というものは、或る意味においては根本的に実態が變つてしまつていふこ

とも考えられるし、又一方農村に對しましては、強権供出まで命じておる現段階において、配給の面がさうに緩和するといふことは両々調子が合はな

いといふ点からいたしまして、この点は問題がないではありませぬけれども、これは食糧政策全体の問題であるし、政府はその点について速かに調整をする用意を持たなければならぬといふことをよく念を押しまして、この法律としては今申す通り、業務用を一部出すことによつて今日実行上無理の起つておるような面を緩和する。そこで詳しいことは又御質問によつて申上げ

ますが、委員會としての考え方としては、政府が予想をして二万トンの近い小麦を中心として、米以外の業務用の食糧については飽くまで社会政策的に厚生を意味するところの食堂であるとか、或いは旅館、外食食堂、或いは種類の委託加工の店であるとか、そういうような方面に主として先ず業務用の配給をして、キャバレーやカフェーにこれを堂々とやるのではないけれども、全然やることを禁止する趣旨は法律には一々書き切らせんから、そういう点は政府の行政的な措置によつて、議院の立法の精神を酌みまして十分に誤りのないようになすといふことをよく念を押しまして、業務用配給を含む修正をいたしましたのであります。それが主として第三條の修正の問題であります。

それからこれは部分的ではありますけれども、「外食券と引替」といふ所を今度は「種類の購入券と引替」といふふうに入れましたし、今日種類の購入券で生うどの配給をいたして

おりますが、それをビジネス・セン

ター等においてはその種類の購入券を持つて行けば、直ちに安い公定価格のものを買はれるといふことをしてもよいじやないか、クーポン制にすればそれでも差支えないのだといふことで、これは修正をこちらから言うで修正をいたした点で、非常に便利になるわけでありまして。

その他これは酒の問題、これも今までの事實、やつておつて、禁止をしておるといふことでは意味がないから政府も酒が売れることがよいならば、これも成る程度撤げるといふのが第五條の改正であります。

大體内容はいろいろ非常に分りにくい條文にこれは事情があつておりますが、中味は以上申上げたような点で、さういふ食糧政策の問題、又業務用の配給の点についての問題等についてはよく政府に注意を促し、又今後十分状況を見つ運管をするといふことを條件にこの修正をいたしましたようなわけでありまして。簡単にありますが、修正の趣旨を申上げました。

○岩本哲夫君 今竹山議員からの何は、半分分つて半分分らんのですが、結論を言ひましたら、どんなことにな

りますか。

○委員(岡本愛祐君) 尙申上げますが、只今政府委員として食糧庁長官安孫子藤吉君、それから説明員といたしまして食糧庁企画課長立川宗保君が見えております。

○岩本哲夫君 要するに公共的な設備のある食堂、或いは公益事業的な食堂経営には自由だといふ意味を言つておるのですか、どうなんですか。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) 簡単に申上げて、あとは政府の……。それ

は、ちよつとさつき申上げましたように、御専門で御承知のように、大體政府が予想しておるのは、月に約二万トンの小麦粉を現在の配給の枠以外に、飲食営業規程法に限定をされた業種に別途の配給をしようということでありまして、その分については自由といひますか、配給をされたものの販売は自由といふことに、この法律上は自由といふことになるわけでありま

す。

○岩本哲夫君 それでは安孫子長官もお見えになつてゐるようですから、一つ伺ひますが、この二万トンの割当は

どういう業種、或いは地域といひますかの割当方針と、それからもう一つ、配給辞退の食糧、粉であるとか、或いはいろ／＼出ているようですが、配給辞退の食糧はこの法律と又別途に考慮されることはお考えにならないのか、これに含んでおるのかお聞きしたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 私共は、概ね二万トンの程度のものを業務用の配給にいたしたいと考えております。これを食糧庁といたしましては果別に、大體各県の料飲店の数、その他の事情を基準といたしまして割当てて行く。それから一挙に料理屋等に流れることは困りますので、順位といたしましては外食食堂等を第一順位に考え

る。その次に職域食堂、会社、工場、その他の職域食堂、それから飲食店の規程法によつて営業許可を受けました旅館、それからその次に飲食店とか喫茶店といふような順位で考えて見たいと考えております。大體そんなこと

でこれを実行いたしましたと思ひますが、その実行の細目につきまして

は、ちよつとさつき申上げましたよう

に、御専門で御承知のように、大體政府が予想しておるのは、月に約二万トンの小麦粉を現在の配給の枠以外に、飲食営業規程法に限定をされた業種に別途の配給をしようということでありまして、その分については自由といひますか、配給をされたものの販売は自由といふことに、この法律上は自由といふことになるわけでありま

す。

○岩本哲夫君 それでは安孫子長官もお見えになつてゐるようですから、一つ伺ひますが、この二万トンの割当は

どういう業種、或いは地域といひますかの割当方針と、それからもう一つ、配給辞退の食糧、粉であるとか、或いはいろ／＼出ているようですが、配給辞退の食糧はこの法律と又別途に考慮されることはお考えにならないのか、これに含んでおるのかお聞きしたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 私共は、概ね二万トンの程度のものを業務用の配給にいたしたいと考えております。これを食糧庁といたしましては果別に、大體各県の料飲店の数、その他の事情を基準といたしまして割当てて行く。それから一挙に料理屋等に流れることは困りますので、順位といたしましては外食食堂等を第一順位に考え

る。その次に職域食堂、会社、工場、その他の職域食堂、それから飲食店の規程法によつて営業許可を受けました旅館、それからその次に飲食店とか喫茶店といふような順位で考えて見たいと考えております。大體そんなこと

でこれを実行いたしましたと思ひますが、その実行の細目につきまして

は、ちよつとさつき申上げましたよう

に、御専門で御承知のように、大體政府が予想しておるのは、月に約二万トンの小麦粉を現在の配給の枠以外に、飲食営業規程法に限定をされた業種に別途の配給をしようということでありまして、その分については自由といひますか、配給をされたものの販売は自由といふことに、この法律上は自由といふことになるわけでありま

す。

○岩本哲夫君 それでは安孫子長官もお見えになつてゐるようですから、一つ伺ひますが、この二万トンの割当は

どういう業種、或いは地域といひますかの割当方針と、それからもう一つ、配給辞退の食糧、粉であるとか、或いはいろ／＼出ているようですが、配給辞退の食糧はこの法律と又別途に考慮されることはお考えにならないのか、これに含んでおるのかお聞きしたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 私共は、概ね二万トンの程度のものを業務用の配給にいたしたいと考えております。これを食糧庁といたしましては果別に、大體各県の料飲店の数、その他の事情を基準といたしまして割当てて行く。それから一挙に料理屋等に流れることは困りますので、順位といたしましては外食食堂等を第一順位に考え

る。その次に職域食堂、会社、工場、その他の職域食堂、それから飲食店の規程法によつて営業許可を受けました旅館、それからその次に飲食店とか喫茶店といふような順位で考えて見たいと考えております。大體そんなこと

でこれを実行いたしましたと思ひますが、その実行の細目につきまして

は、ちよつとさつき申上げましたよう

に、御専門で御承知のように、大體政府が予想しておるのは、月に約二万トンの小麦粉を現在の配給の枠以外に、飲食営業規程法に限定をされた業種に別途の配給をしようということでありまして、その分については自由といひますか、配給をされたものの販売は自由といふことに、この法律上は自由といふことになるわけでありま

す。

○岩本哲夫君 それでは安孫子長官もお見えになつてゐるようですから、一つ伺ひますが、この二万トンの割当は

どういう業種、或いは地域といひますかの割当方針と、それからもう一つ、配給辞退の食糧、粉であるとか、或いはいろ／＼出ているようですが、配給辞退の食糧はこの法律と又別途に考慮されることはお考えにならないのか、これに含んでおるのかお聞きしたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 私共は、概ね二万トンの程度のものを業務用の配給にいたしたいと考えております。これを食糧庁といたしましては果別に、大體各県の料飲店の数、その他の事情を基準といたしまして割当てて行く。それから一挙に料理屋等に流れることは困りますので、順位といたしましては外食食堂等を第一順位に考え

る。その次に職域食堂、会社、工場、その他の職域食堂、それから飲食店の規程法によつて営業許可を受けました旅館、それからその次に飲食店とか喫茶店といふような順位で考えて見たいと考えております。大體そんなこと

でこれを実行いたしましたと思ひますが、その実行の細目につきまして

は、ちよつとさつき申上げましたよう

に、御専門で御承知のように、大體政府が予想しておるのは、月に約二万トンの小麦粉を現在の配給の枠以外に、飲食営業規程法に限定をされた業種に別途の配給をしようということでありまして、その分については自由といひますか、配給をされたものの販売は自由といふことに、この法律上は自由といふことになるわけでありま

す。

○岩本哲夫君 それでは安孫子長官もお見えになつてゐるようですから、一つ伺ひますが、この二万トンの割当は

どういう業種、或いは地域といひますかの割当方針と、それからもう一つ、配給辞退の食糧、粉であるとか、或いはいろ／＼出ているようですが、配給辞退の食糧はこの法律と又別途に考慮されることはお考えにならないのか、これに含んでおるのかお聞きしたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 私共は、概ね二万トンの程度のものを業務用の配給にいたしたいと考えております。これを食糧庁といたしましては果別に、大體各県の料飲店の数、その他の事情を基準といたしまして割当てて行く。それから一挙に料理屋等に流れることは困りますので、順位といたしましては外食食堂等を第一順位に考え

る。その次に職域食堂、会社、工場、その他の職域食堂、それから飲食店の規程法によつて営業許可を受けました旅館、それからその次に飲食店とか喫茶店といふような順位で考えて見たいと考えております。大體そんなこと

でこれを実行いたしましたと思ひますが、その実行の細目につきまして

は、ちよつとさつき申上げましたよう

に、御専門で御承知のように、大體政府が予想しておるのは、月に約二万トンの小麦粉を現在の配給の枠以外に、飲食営業規程法に限定をされた業種に別途の配給をしようということでありまして、その分については自由といひますか、配給をされたものの販売は自由といふことに、この法律上は自由といふことになるわけでありま

す。

○岩本哲夫君 それでは安孫子長官もお見えになつてゐるようですから、一つ伺ひますが、この二万トンの割当は

どういう業種、或いは地域といひますかの割当方針と、それからもう一つ、配給辞退の食糧、粉であるとか、或いはいろ／＼出ているようですが、配給辞退の食糧はこの法律と又別途に考慮されることはお考えにならないのか、これに含んでおるのかお聞きしたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 私共は、概ね二万トンの程度のものを業務用の配給にいたしたいと考えております。これを食糧庁といたしましては果別に、大體各県の料飲店の数、その他の事情を基準といたしまして割当てて行く。それから一挙に料理屋等に流れることは困りますので、順位といたしましては外食食堂等を第一順位に考え

る。その次に職域食堂、会社、工場、その他の職域食堂、それから飲食店の規程法によつて営業許可を受けました旅館、それからその次に飲食店とか喫茶店といふような順位で考えて見たいと考えております。大體そんなこと

でこれを実行いたしましたと思ひますが、その実行の細目につきまして

は、ちよつとさつき申上げましたよう

に、御専門で御承知のように、大體政府が予想しておるのは、月に約二万トンの小麦粉を現在の配給の枠以外に、飲食営業規程法に限定をされた業種に別途の配給をしようということでありまして、その分については自由といひますか、配給をされたものの販売は自由といふことに、この法律上は自由といふことになるわけでありま

が、プラスそれに今のような問題を加えたとき、こう解いていいのであります。か、只今その点がはつきりしていなか

これによりますと、從來料飲食店、料理屋その他であります。これは主要な食糧は出せないという規定をいたしております。ところが、今團「いも」及び「いも」の加工品の販売の期限が十二月三十一日までであり、この期限が満了した場合には、この期限の四号というところでございます。

から解けたために、これをこういふところから出せるということに改めました。それから次に三條の五号といたうでございしますが、そこでは從來喫茶店では酒類は出せないということになつておりましたのを、酒も自由でございしますので、酒類も喫茶店で今後提供することができるといふことに改正いたしましたのであります。

大体以上のような点が主な改正点でございまして、あとは若干の文章の訂正でございます。

それからもう一つ、この法律が五月一日で効力を失いたために、更に来年の五月一日まで一年間効力を延ばすところというのが最後の附則のところに書いてあるわけでございます。

○委員長（岡本吉古君） 開質問でございます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 屑米は、これは食糧管理法の建前から申します

と、都道府県知事が特別の條例を作りまして、そうして販売その他に關する特例を設けることができるようなことになつておるわけでございます。併し從來は壽給が相當緊迫しておりまして、さうな特別の條例を作るとい

うことを行政の運用上認めておらなか

つたのです。今年は先程来大臣からもお話がございましたように、相当屑米が多いので、特別の條例を作りまして、これが使用の緩和を図りたいと実は考えたのでありますが、いろいろな経緯がございまして、さような措置ではなく、屑米については政府が買上げ、そうしてそれを政府が売却をして、政府の特別会計を通してこれを処理して行くということに定めたのでございます。

○委員(岡本愛蔵君) そうしますと、今度の改正の第三條の、軽飲食店の場合であります、食糧管理法又は同法に基く命令の規定によつて入手したものと、この当りですか。及びこれを調理加工したもの……

○政府委員(安孫子藤吉君) これはこういうことになっております。屑米も全部政府が買上げますから、政府からその屑米の配給を受けますれば、軽飲食店で出せる。政府の方で軽飲食店に屑米を出さなければ、できないということになるわけでございます。

○委員(岡本愛蔵君) それからもう一点伺つて置きますが、やはり軽飲食店のところの、指定主食というものの定義のところを書いてありますが、その販売について「同法」というのは食糧管理法、「又は同法に基く命令の規定による制限がないもの」というと、主なものはどんなものですか。

○政府委員(安孫子藤吉君) これは「いも」の加工品でございます。これが制限の規定が取れたために、ここに入つたわけでございます。

○委員(岡本愛蔵君) それだけですか。

○政府委員(安孫子藤吉君) そうで

○委員(岡本愛蔵君) それから参議院の方に請願が参つておりますが、これは少し古い請願でありますから、も

○政府委員(安孫子藤吉君) 外食食堂で酒を出しますことは、実は法律的には非常にこれを抑えることは困難で

○委員(岡本愛蔵君) それからもう一点伺つて置きますが、同じく請願におきまして、この飲食営業臨時規程法

○政府委員(安孫子藤吉君) 価格は全

○委員(岡本愛蔵君) それからもう一点伺つて置きますが、同じく請願におきまして、この飲食営業臨時規程法

て誰が申請しても販売するのか、或いは特定の業種の申請人等に販売するのか、そういうようなことの明細を承りたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 価格は全

○委員(岡本愛蔵君) それからもう一点伺つて置きますが、同じく請願におきまして、この飲食営業臨時規程法

○政府委員(安孫子藤吉君) 価格は全

○委員(岡本愛蔵君) それからもう一点伺つて置きますが、同じく請願におきまして、この飲食営業臨時規程法

○政府委員(安孫子藤吉君) 価格は全

○政府委員(安孫子藤吉君) 実情の方

○委員(岡本愛蔵君) 速記を始めて

○政府委員(安孫子藤吉君) それでは

○委員(岡本愛蔵君) 速記を始めて

○政府委員(安孫子藤吉君) それでは

○委員(岡本愛蔵君) 速記を始めて

多数意見者署名

○委員(岡本愛蔵君) 速記を始めて

○政府委員(安孫子藤吉君) それでは

○委員(岡本愛蔵君) 速記を始めて

○政府委員(安孫子藤吉君) それでは

○委員(岡本愛蔵君) 速記を始めて

○委員(岡本愛祐君) それだけではす
こに入らなければならぬ。

販売するものか、政府に申請をしたなら
ば、その申請書に基いて政府が判断し

意見を承りたい。

つて、おりますから、本案を可とせられ
る方は順次御署名を願います。

ましたので非常に遅れましたのと、漁

港の施設が港清法と関係がありますの
で、運輸省との折衝が手間取る等の関
係で、一応大体的案はできております
ので、取急いでおるわけでありませ
う。今会期に間に合うかどうかと思いま
すが、成るべく早く御審議を願いたい
と努力いたしておるわけでありませう。

○鈴木直人君 それに関連して昨日も
私は質問してあつたのですが、二十五
年度の予算の中に、いわゆる災害に対
する国庫の負担金として相当額があ
る。然るに年度は別として二十五年中
においては災害の予想をせらるべき分
として百億がある。その百億の中にそ
ういふ農業の災害の全額国庫負担
の経費といふものが入つてゐるのか。

又これは別ですが、文部省の市町村の
学校の災害等におけるところの復旧に
対する全額国庫負担といふようなもの
が入つてゐるのか、勿論全額国庫負担
ではありませんが、あの法律によりま
すると、農業関係としましては漁港は
入つておりますけれども、その他のもの
は入つておらない。海岸堤防は市町村が
管理しておりますが、海岸堤防は市町村が
管理しておりますが、それ以外の組合等にお
いて管理しておりますものは入つてい
ない。こういうことになつておりました
で、あの法律は主として建設省だけの
事業項目に対する国庫全額負担といふ
ような法律になつてゐる。併しなから
予算はその百億の中には農林省関係に
おけるところの全額国庫負担になりま
すか、或いは三分の二の国庫の負担に
なりますか、それは分りませんが、そ
ういふようなものが予算としてすに
計上されてゐるのだという説明もあり
ましたので、その点は如何でしよ

うか。今大臣の答弁では予算について
は触れておらないので、農業災害に対
するところの法律を今研究しつゝある
といふことでありませうから、その法
律ができまされた場合には、その法律を
執行する予算といふのは、この二十五
年度の災害復旧費としてあるところの
前年度予算としては三百七十億でした
か、そして二十五年度の予算として
は百億、その中に入つておるのかどう
か。これをお聞きしたい。

○國務大臣(森幸太郎君) 今の法律化
せんとしてゐるのは、公共事業費の農
業に対する経費に對しての、一方に全
額国庫負担といふ建前になつておるの
に對照した考案でありませうが、今百
億といふあの数字は昨年の均衡予算の
建前から、再々風水害がありまして、
応急措置をしなければならぬ。ところが
が、その経費を要求いたしましたも
が、ないのであります。それで第二四半
期、第三四半期、第四四半期といふ割
当のうちから繰上げて臨時的に急急措
置として支出しておつたような状態
であります。これは災害を予想するとい
うことは甚だいかんかと存じますが、
日本の国柄といつたしましては多少のこ
こに予備費的な措置をしなければなら
ん、かういふ考案で、あの百億といふ
ものが二十五年度の、災害が全くなけ
れば結構であります。あればそれか
ら一応一時的に出す、かういふ建前
であつたものが組んであるものであり
ます。昨年はこれがなかつたために第二、第三四
半期と、すでに割当てであるものの中
から幾らかずつ臨時的に借りたような
形で急急措置したようなわけでありま
すが、そういう昨年のことからいたし
まして、本年はそういう措置を取つた

のであります。

○鈴木直人君 分りましたが、そうし
ますと、あのものには現在国会に提出
してありますところの地方自治体
に対するところの全額国庫負担の災害に
對する法律といふものを施行する予算
以外に、その法律以外に、農林省関係
とか、或いは文部省関係等におけると
ころの災害の費用をも含むものであ
る、こゝを解釈してよろしいですか。

○國務大臣(森幸太郎君) さうでござ
います。

○委員(岡本愛祐君) それではこれ
で散会いたします。

午後五時八分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事

委員 吉川 末次郎君
堀 末治君
竹中 七郎君
三木 治朗君
黒川 武雄君
山田 佐一君
岩木 哲夫君
林屋 龜次郎君
柏木 庫治君
西郷 吉之助君
島村 軍次君
鈴木 直人君
米倉 龍也君
濱田 寅藏君

衆議院議員

國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

政府委員

地方自治庁次長 萩田 保君

農林政務次官 坂本 實君
食糧庁長官 安孫子藤吉君
説明員
農林事務官(食糧庁企画課長) 立川 宗保君

四月二十六日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は三月三日)
一、飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案

昭和二十五年五月二十五日印刷

昭和二十五年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所